

東アジア海域の持続可能な発展に向けて

— P E M S E A 東アジア海洋会議 2 0 1 2 の成果 —

平成 2 5 年 3 月

海 洋 政 策 研 究 財 団
(財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

はじめに

2012年7月、韓国・チャンウォンにおいて「東アジア海洋会議 2012」が開催されました。この会議は、東アジア・東南アジア海域における環境保全と調和した「持続可能な開発」を推進する地域協力機関である PEMSEA（東アジア海域環境管理パートナーシップ）が、沿岸・海洋管理に関する知識の共有、パートナーシップの構築、計画的な協力の実施を推進することを目的として開催したものです。同会議には、日本等 10ヶ国の政府パートナーを含む 25ヶ国の各国政府、23の地域的機関・国際機関、研究者、ビジネスマン、ユースなど約 1,200名が参加しました。海洋政策研究財団は、ポートルースの交付金による日本財団の支援を受けて行っている「総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究 国際海洋グループ活動への参画・会議の開催」事業の一環として、「東アジア海洋会議 2012」に参画しました。

同会議の中で開催された政府パートナー10ヶ国の閣僚級会合では、「海洋に基盤を置くブルー・エコノミーに向けてのチャンウォン宣言」（「チャンウォン宣言」）及び「SDS-SEA実施計画（2012～16）」が採択されました。チャンウォン宣言は、SDS-SEA実施計画を国レベルで強力に推進するための指針を示すとともに、同計画を、2012年6月に採択された「リオ+20」の成果文書「我々が求める将来The Future We Want」等の東アジア海域での実施を支援するために活用していくことを宣言しています。

本書は、当財団がPEMSEAの了解を得て、日本のフォーカルポイントである国土交通省総合政策局海洋政策課の協力の下、チャンウォン宣言及びSDS-SEA実施計画の日本語訳として作成したものです。

最後になりましたが、本事業にご支援を頂きました日本財団、本書の作成にご協力頂いた国土交通省その他の多くの関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

海洋政策研究財団
理事長 今 義 男

東アジア海域の持続可能な発展に向けて

—PEMSEA 東アジア海洋会議 2012 の成果—

総 目 次

はじめに

海洋に基盤を置くブルー・エコノミーに向けてのチャンウォン宣言 (チャンウォン宣言)	i
S D S - S E A 実施計画 (2012~16)	1
資料編 (協力：国土交通省総合政策局海洋政策課) P E M S E A の概要	76
P E M S E A 東アジア海洋会議 2012 第4回閣僚級会合における 日本国ステートメント及びプレゼンテーション資料	78



Changwon Declaration

Toward an Ocean-based Blue Economy: Moving Ahead with the Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia

The Fourth Ministerial Forum on the Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia

Changwon City, RO Korea
12 July 2012

1. **W**e, the representatives of the countries of the Seas of East Asia region, have gathered this day in Changwon City to reflect on the progress made over the past three years, individually and collectively, with the implementation of the Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia (SDS-SEA), and to ensure continued progress towards a sustainable future, including the development of an ocean-based blue economy.
2. **W**e understand the Blue Economy to be a practical ocean-based economic model using green infrastructure and technologies, innovative financing mechanisms and proactive institutional arrangements for meeting the twin goals of protecting our oceans and coasts and enhancing its potential contribution to sustainable development, including improving human well-being, and reducing environmental risks and ecological scarcities.
3. **W**e recall the goals set in Rio 20 years ago, especially those detailed in Chapter 17 of Agenda 21 covering oceans and coasts, as well as the decisions made via a number of other modalities including the Millennium Development Goals and the Johannesburg Plan of Implementation of the World Summit for Sustainable Development. In 2003, we adopted the SDS-SEA as the region's response to these goals. Now, in the same spirit that UNCED in its 20th year has revisited the global objectives and targets, we have assessed our progress with regard to the implementation of the SDS-SEA and its relevance to the sustainability of an ocean-based blue economy in the region.
4. **W**e have reviewed the targets identified in the 2006 Haikou Declaration, specifically: forging a long-term stakeholder partnership for implementation of the SDS-SEA; the implementation of integrated coastal management (ICM) in at least 20 percent of the region's coastline, as well as the development and implementation of national marine and coastal policies and action plans in at least 70 percent of participating countries, by 2015; and the 2009 Manila Declaration, focused on priorities to strengthen ICM as an effective management framework and a systematic approach to achieve sustainable development and climate change adaptation goals.
5. **W**e have noted considerable progress towards these targets, as follows:
 - a) PEMSEA has now evolved into an international organization with its own legal personality, focused on the implementation of the SDS-SEA;

海洋に基盤を置くブルー・エコノミーに向けてのチャンウォン宣言：

東アジア海域の持続可能な開発戦略（SDS-SEA）とともに前進する

東アジア海域の持続可能な開発戦略に関する第4回閣僚級会合

大韓民国 チャンウォン市

2012年7月12日

【海洋政策研究財団仮訳】

1. 我々、東アジア海域諸国の代表は、過去3年間における「東アジア海域の持続可能な開発戦略」（SDS-SEA）の実施による進展を個々に或いは全体的に検討し、海洋に基盤を置くブルー・エコノミーの発展を含む持続可能な未来に向けて、更なる進展を確保するため、本日ここチャンウォン市に集った。
2. 我々は、ブルー・エコノミーこそ、グリーンインフラやグリーン技術、革新的資金メカニズム及び革新的な制度的取極を利用した実地的な海洋に基盤を置く経済モデルであり、これが、海洋と沿岸域の保護を行うと同時に持続可能な開発に対する潜在的な貢献度を高め、人類の福祉を向上し、環境上のリスクと生態系の衰退を防止する道であると理解する。
3. 我々は20年前にリオで定めた種々の目標、とりわけ、海洋と沿岸域について取扱うアジェンダ21の第17章及びミレニアム開発目標及び持続可能な開発に関する世界首脳会議で採択されたヨハネスブルグ実施計画を含むその他多くの形式による決定を想起する。2003年、我々は、これらの諸目標への東アジア地域の対応としてSDS-SEAを採択した。そして、今、国連環境開発会議（UNCED）20周年に際して世界規模の目的及び目標を再検討したのと同様の精神で、我々は、SDS-SEAの実施状況及び東アジア地域における海洋に基盤を置くブルー・エコノミーの持続可能性に対するSDS-SEAの関連性について評価を行った。
4. 我々は2006年の海口宣言で確認された目標のうち、以下を中心に再検討を行った。即ち、SDS-SEA実施のための長期的な関係者間の連携の形成、2015年までに20%以上の東アジア海域沿岸線における沿岸域総合管理（ICM）の実施及び70%以上の参加国における沿岸域及び海洋に関する国家政策及び活動計画の策定と実施、並びに、2009年のマニラ宣言にて重点目標とされた持続可能な開発及び気候変動適応目標を遂行するための実効的な管理枠組及び体系的取組としてのICMの強化、である。
5. 我々は、以下の通り、これらの目標に向けて相当の進展があったことを特筆する。
 - a) PEMSEAは今や、SDS-SEA実施を活動の中心とする、法人格を有する国際機関へと発展した。



- b) Nine PEMSEA Partner Countries have initiated the development or put in place national coastal and marine policy;
- c) More than 80 pieces of legislation directly supporting the implementation of the SDS-SEA have been enacted by PEMSEA Partner Countries;
- d) ICM programme coverage has been extended to approximately 11 percent of the region's coastline; and
- e) State of Coasts (SOC) reports have been completed for ICM sites in Cambodia, China, Lao PDR, Philippines, Thailand, Timor Leste and Vietnam, describing progress, achievements and impacts of ICM programmes.

6. We acknowledge that, despite these efforts and initiatives, advancement towards the vision and objectives of the SDS-SEA has been modest considering such challenges as biodiversity loss and the destruction and degradation of coral reefs, mangroves, fisheries and other natural resources, pollution of rivers and coastal sea areas from land- and sea-based sources, the impacts of climate change and severe weather events on people, livelihoods and properties, and nutrient over-enrichment and the increase in “Dead Zones” in coastal waters.

7. We recognize that the continuing loss and degradation of coastal and marine ecosystem services will adversely affect economic and social development at the national and local levels. The necessity to ensure the sustainability of the ocean sector assumes even greater importance in future GDP growth, particularly in the East Asia region, where the ocean-based economy is already contributing a higher proportion to the total economy than in other parts of the world (up to 20 percent in some countries). To make this sustainable, we must ensure that economic development and the protection and sustainability of coastal and marine ecosystem services are indivisibly connected. Past experiences with “business-as-usual” economic models forewarn of their limitations, and we should now be considering an ocean-based blue economy in the context of sustainable development.

8. We continue to regard the SDS-SEA as an appropriate platform and framework for overcoming the challenges to sustainable development and for building an ocean-based blue economy in the region. We welcome the fact that the GEF, UNDP and World Bank support this approach and have incorporated SDS-SEA implementation into their respective medium-term framework programmes focused on investments in sustainable development of Large Marine Ecosystems and their coasts in East Asia.

9. To optimize the implementation of the SDS-SEA will take more time and effort. Therefore, we agree to adopt the five-year SDS-SEA Implementation Plan (2012 – 2016) for the region as a timely and important next step in the journey toward an ocean-based blue economy. We further agree to strengthen and accelerate the execution of the five-year SDS-SEA Implementation Plan, in accordance with our respective national priorities and capacities, by:

- a) Mainstreaming SDS-SEA objectives, targets and actions into national and subnational development and investment plans;
- b) Shifting coastal and ocean governance from government-centered to a more inclusive approach, involving both government and non-government stakeholder partners, through institutional mechanisms at the regional, large marine ecosystems (LMEs) and sub-regional sea areas, national and local levels;
- c) Consolidating and aligning Strategic Action Programmes and other endeavors for achieving target-focused action plans in LMEs/sub-regional sea areas into a common platform for improving coastal and ocean governance and for mobilizing the human and financial resources of stakeholder partners;
- d) Converging sectoral initiatives and programmes in priority coastal, marine and watershed areas within the framework of national ICM programmes, which will contribute to the ICM



- b) PEMSEA パートナー国のうち 9 ヶ国が沿岸域及び海洋に関する国家政策の策定に着手するか既に策定済みである。
 - c) SDS-SEA 実施を直接的に支える 80 以上の法律が PEMSEA パートナー国で施行されている。
 - d) ICM 計画の適用範囲が当該地域沿岸線のほぼ 11%にまで拡大されている。
 - e) カンボジア、中国、ラオス、フィリピン、タイ、東ティモール及びベトナムの ICM サイトについての沿岸の状態 (SOC) 報告書が完成し、ICM 計画の実施状況、達成度及び影響が記載されている。
6. 我々は、こうした努力とイニシアチブにも拘わらず、SDS-SEA のビジョンと目的へ到達するための進捗がささやかなものであることを認識している。何故ならば、生物多様性の破壊並びにサンゴ礁、マングローブ、漁場及びその他天然資源の破壊並びに劣化、河川や沿岸域の陸上起因汚染及び海洋起因汚染、人々やその暮らし、所有物に対する気候変動や重大な天候異変の影響、並びに、沿岸域における富栄養化及び「デッドゾーン」増加といった問題が厳然と存在しているからである。
7. 我々は、沿岸域及び海洋の生態系サービスの継続的な喪失と劣化が国家及び地方レベルでの経済的社会的発展に悪影響を及ぼすことを認識している。とりわけ東アジア地域にとっては、海洋に基盤を置く経済活動が世界の他の地域と比べて高い割合（国によっては 20% 近くの割合である）となっており、海洋関連分野の持続可能性の確保が将来の GDP 成長にとってより一掃重要である。そのためには、経済発展と沿岸域及び海洋の生態系サービスの保護と持続可能性を不可分に結びつけていることを自覚する必要がある。過去の経験は「これまで通りの」経済モデルへの依存に限界があると警鐘を鳴らしており、今や我々は持続可能な開発という観点から海洋に基盤を置くブルー・エコノミーを考慮すべきである。
8. 我々は、SDS-SEA を持続可能な開発を行う上での問題点を解決し、かつ、この地域における海洋に基盤を置くブルー・エコノミーを確立するための適切な基盤かつ枠組として考え続けている。我々は、地球環境ファシリティ (GEF)、UNDP 及び世界銀行がこの手法を支援し、東アジアにおける大規模海洋生態系 (LME) 及び沿岸域の持続可能な開発に対する投資に焦点を当てたそれぞれの組織の中期的枠組計画の中に SDS-SEA 実施を組み込んだという事実を歓迎するものである。
9. SDS-SEA 実施の最大限の活用のためには更に多くの時間と努力が必要となる。それ故、我々は、海洋に基盤を置くブルー・エコノミーに向けた折りよい重要な次の段階として、来る 5 年間の SDS-SEA 実施計画 (2012-16) の採択に合意する。更に、我々は、以下の通り、各国家の優先事項及び能力に従った、来る 5 年間の SDS-SEA 実施計画遂行の強化及び加速に合意する。
- a) 国家的及び準国家的開発・投資計画への SDS-SEA の目的、目標及び行動の組み入れ。
 - b) 地域的、大規模海洋生態系 (LMEs) 及び準地域的・海域、国家的及び地方的なレベルでの制度的機構を通じた、沿岸域及び海洋管理の、政府中心から政府及び利害関係者を含めたより包括的な手法への転換。
 - c) 戦略的行動計画及びその他 LMEs/準地域的・海域における目標型行動計画の達成への努力を統合連携し、沿岸域及び海洋管理の向上及び利害関係者間の人的財政的資源流動化のための共通基盤化。
 - d) 国家的 ICM 計画の枠組における優先度の高い沿岸域、海洋、及び分水流域での部門別イニシアチブや計画を収斂させ、ICM 目標の達成を容易にすると同時に、以



coverage target, while at the same time advancing an ocean-based blue economy with ICM as the management framework, covering:

- i. specific actions for climate change adaptation (CCA) and disaster risk reduction (DRR), including improvement of observation, forecasting and warning of natural and man-made disasters, using among other processes, integrated land and sea-use planning/marine spatial planning;
 - ii. conservation and redress of biological diversity and equitable and sustainable management of fisheries, focusing on habitat (blue forest) conservation/restoration and marine protected areas, and rebuilding and maintaining fish stocks at levels that can sustainably support present and future generations;
 - iii. protection and improvement of water quality in coastal areas and associated river basins for improving ecosystem services and ecosystem health, and addressing hazards associated with unsustainable development on both water quality (e.g., pollution, eutrophication, saltwater intrusion, erosion and sedimentation) and water quantity (e.g., flooding, water shortages, over extraction, subsidence);
 - iv. food security and the provision and improvement of livelihood options among the coastal poor through sustainable coastal fisheries and alternative and supplemental livelihood programmes in ecotourism, sustainable aquaculture/ mariculture, etc.; and
 - v. investments in green industry, technology and practices – e.g., eco-agriculture and the development of marine renewable energy – in order to strengthen the resiliency of coastal communities;
- e) Building up technical and management capacity in order to achieve expected economic benefits from the oceans;
 - f) Targeting research on the valuation of ecosystem services, and the losses to society and economy as a consequence of degradation and destruction;
 - g) Setting up a comprehensive knowledge management platform;
 - h) Adopting and implementing the SOC reporting system to provide baseline information, and over time information needed for monitoring progress, necessary for achieving the different global and regional targets; and
 - i) Undertaking joint and collaborative planning with concerned government agencies, levels of government, organizations, sectors and the general public, as appropriate, for the purpose of continually updating the SDS-SEA Regional Implementation Plan.

10. In accordance with respective national policies, strategies, priorities and capacities, we will use the SDS-SEA Implementation Plan to support the implementation of the RIO+20 outcome document, The Future We Want, and other relevant international and regional commitments related to coasts and oceans. We hereby direct the PEMSEA Resource Facility to ensure the incorporation and integration of the said commitments into the Plan.

11. We will also pursue further opportunities for innovative partnerships among national and local governments, regional and sub-regional organizations, UN agencies, international financial institutions, donors, the business community, scientific and technical institutions, civil society and the media, with PEMSEA as the regional coordinating mechanism. We believe that individual Partners will benefit from the SDS-SEA as a common framework for addressing regional and global targets and platform for cooperation in support of an ocean-based blue economy. We note with appreciation that the PEMSEA Network of Local Governments, through the Dongying Declaration on Building a “Blue Economy” through Integrated Coastal Management, adopted on 26 July 2011, has undertaken specific actions for the same objectives.

12. We, the PEMSEA Countries, remain unwavering in the pursuit of our vision for the Seas of East Asia as expressed in the SDS-SEA. We invite all stakeholders at the national, regional and global levels to participate in the same.



下のとおり、管理枠組として ICM を用いつつ海洋に基盤を置くブルー・エコノミーを促進。

- i. 統合的な陸域及び海域の使用計画／海洋空間計画を用いた天災及び人災の観測、予報及び警告システムの改善を含む、気候変動適応（CCA）及び災害リスク減少（DRR）のための具体的な行動。
 - ii. 生息環境（ブルーフォレスト）保全／回復及び海洋保護区、現在及び将来の世代に対して持続可能な水準での魚類資源の回復及び維持を中心とした、生物多様性の保全及び回復並びに漁場の衡平かつ持続可能な管理。
 - iii. 生態系サービス及び生態系の健全性改善のため、並びに、持続不能な開発起因の災害による水質（例えば、汚染、富栄養化、海水流入、浸食、堆積）及び水量（例えば、洪水、水不足、過剰採取、地盤沈下）に対する被害対処のための沿岸域及び河川流域における水質保全及び改善。
 - iv. 持続可能な沿岸漁業並びにエコツーリズム、持続可能な養殖／海洋牧場といった代替的及び補助的生計維持プログラムによる、沿岸域の貧困に対する食料安全保障及び生計手段の供給と改善。
 - v. 沿岸域共同体の生存能力強化のための、エコ農業や海洋再生可能エネルギーの開発といったグリーン産業、技術及びプラクティスへの投資。
- e) 海洋からの経済的恩恵を確保するための技術・管理能力の育成。
 - f) 生態系サービスの価値、及び、その劣化や破壊がもたらす社会や経済に対する損害についての研究への着手。
 - g) 包括的知見管理基盤システムの構築。
 - h) 基礎情報の提供並びに様々な世界的・地域的な目標の達成のための監視に必要とされる継続的な情報提供のための SOC 報告制度の採用及び実施。
 - i) SDS-SEA 地域実施計画を継続的に改訂するための、関係する政府機関、各レベルの政府、組織、部門や必要に応じて一般の人々が拘わる共同的・協調的な計画の実施。

1 0. 各国の政策、戦略、優先事項及び能力に応じて、我々は、リオ+20 成果文書「我々が求める将来 The Future We Want」並びにその他の沿岸域及び海洋に関連する国際的・地域的約束の履行支援のために SDS-SEA 実施計画を利用する。我々は、SDS-SEA 実施計画への上記約束の取入れ及び統合を確保するよう PEMSEA 事務局（PRF）に指示する。

1 1. 我々はまた、PEMSEA を地域的調整機関として、国家政府及び地方政府、地域的及び準地域的組織、国連機関、国際的金融機関、支援者、ビジネス界、科学技術機関、市民社会及びメディア間の革新的な連携を実現するための更なる機会の追及を行う。我々は、各パートナーが、地域的・世界的な目標を達成する共通枠組として、かつ、海洋に基盤を置くブルー・エコノミーを支援する協力体制としての SDS-SEA から利益を得ると確信する。我々はまた、2011 年 7 月 26 日に採択された、ICM を用いて「ブルー・エコノミー」を構築するためのドンイン宣言を通じて、PEMSEA 地方政府ネットワーク（PNLG）が同じ目的で具体的な行動を行っていることを高く評価していることを注記する。

1 2. 我々、PEMSEA 諸国は、SDS-SEA に表明されている東アジア海域のためのビジョンの追求にゆるぐことはない。同時に、我々は、国家、地域及び世界的レベルで、全ての利害関係者がこの活動に参加することを歓迎している。

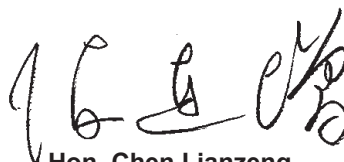
Adopted in Changwon City, Republic of Korea, this 12th day of July, 2012.

Kingdom of Cambodia



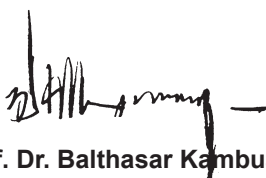
H.E. Mok Mareth
Senior Minister
Ministry of Environment

People's Republic of China



Hon. Chen Lianzeng
Deputy Administrator
State Oceanic Administration

Republic of Indonesia



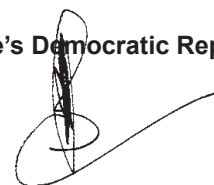
Prof. Dr. Balthasar Kambuaya,
MBA
State Minister for the Environment
State Ministry of the Environment

Japan



Hon. Hiroshi Hayashida
Deputy Minister for Technical Affairs,
Minister's Secretariat
Ministry of Land, Infrastructure,
Transport and Tourism

Lao People's Democratic Republic



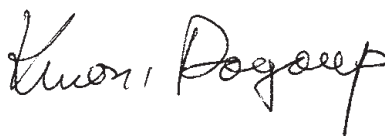
Hon. Chanthanet Boualapha
Acting Director-General
Department of Water Resources
Water Resources and Environment
Administration
Ministry of Natural Resources
and Environment

Republic of the Philippines



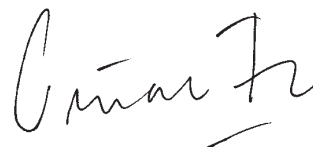
Hon. Analiza Rebuelta-Teh
Undersecretary
Department of Environment and
Natural Resources

Republic of Korea



Hon. Kwon Do-Youp
Minister
Ministry of Land, Transport and
Maritime Affairs

Republic of Singapore



Hon. Grace Fu
Senior Minister of State
Ministry of the Environment and
Water Resources

**Democratic Republic of
Timor-Leste**



Hon. Marcos da Cruz
Secretary of State of Agriculture
and Arboriculture
Ministry of Agriculture and Fisheries

Socialist Republic of Vietnam



Hon. Chu Pham Ngoc Hien
Vice Minister
Ministry of Natural Resources
and Environment

2012年7月12日に大韓民国チャンウォン市で採択した。

カンボジア王国 モク・マレット 環境大臣閣下

中華人民共和国 陳連増 国家海洋局副局長閣下

インドネシア共和国 バルタサル・カンブアヤ教授 環境大臣

日本国 林田博 国土交通省技術総括審議官閣下

ラオス人民民主共和国 チャンサネット・ブアラアファ 天然資源省長官代理閣下

フィリピン共和国 アナリザ・レブエルタ・テ 環境天然資源省次官補佐閣下

大韓民国 権度燁 国土海洋部長官閣下

シンガポール共和国 傅海燕 上級国務大臣（環境・水資源担当）閣下

東ティモール民主共和国 マルコス・デ・クルツ 農業漁業担当国務長官閣下

ベトナム社会主義共和国 チュ・ファム・ゴク・ヒエン 資源環境副大臣閣下

目 次

はしがき	3
I. PEMSEA：沿岸域及び海洋管理に関する 地域的協力メカニズム	6
II. 東アジア海域における持続可能な開発戦略 (SDS-SEA)	9
SDS-SEA のビジョン	9
SDS-SEA の任務	9
SDS-SEA の戦略、目的及び行動計画	9
SDS-SEA の戦略目標	11
SDS-SEA 実施進捗状況	12
SDS-SEA 実施に際しての欠陥及び制約	14
III. SDS-SEA 実施計画（2012～16）	16
SDS-SEA 実施計画及びその構造	16
IV. 2012-2016 年に進行させる SDS-SEA 実施計画の 目標、行動及び指標	21
管理 目標 1：SDS-SEA 実施のための自律的地域 協力メカニズム	21
行動 1.1：PEMSEA の東アジア海域管理のための 自律的地域協力メカニズムへの 移行の完成	21
管理 目標 2：70%以上の参加国における沿岸域 及び海洋に関する国家政策の策定及び適切な 支援制度的取極の締結	24
行動 2.1：沿岸域及び海洋に関する国家政策の実行	24
ICM 拡大 目標 3：20%以上の東アジア海域沿岸線に 適用される沿岸域及び海域の持続可能な開発及び 気候変動適応のための ICM 計画	26
行動 3.1：地方政府の能力の最大化	26
行動 3.2：ICM 計画を通じた脆弱な 沿岸域における気候変動適応（CCA） 及び災害リスク減少（DRR）措置の実現	27
行動 3.3：生物多様性ホットスポット及び漁業ホットスポット における沿岸域及び海洋の生態系サービスの 総合的持続可能な利用の ICM 計画化	30

行動 3.4 : 重要な沿岸域及び流域圏における ICM 計画を通じた水源保全管理及び 汚染軽減・廃棄物管理の向上	32
監視、評価及び報告 目標 4 : 気候変動適応 措置を含む 3 年毎の ICM 計画進捗状況に 関する報告	35
行動 4.1 : 「海嶺から礁まで」の生態系理解 及び生態系管理を強化するための 総合的環境監視手段	36
行動 4.2 : 沿岸状態報告制度の利用	37
促進 目標 5 : 能力開発と知識管理	38
行動 5.1 : 認定を受けた ICM 及び特別技能 訓練講習・教育課程の創設	38
行動 5.2 : ICM 学習施設、国家的・地域的 中核的研究拠点及び沿岸域及び 海洋管理に関する意識の訓練・教育・ 構築のための教育制度の始動	39
行動 5.3 : 生態系サービス維持に関する科学的に健全な 決定及び投資促進のための情報プラット フォーム構築及びネットワーク支援	41
促進 目標 6 : 持続可能な資金調達	44
行動 6.1 : 持続可能な海洋に基盤を置くブルー・エコノミーに 寄与する、大企業、科学技術、業務及び公益事業に おける公的・私的部門からの投資増加	44
行動 6.2 : 取組計画における資金・能力の欠如に 役立つ、寄贈者、国内外の投資家及び その他無料の資金源の活用	46
行動 6.3 : 革新的な財務上・経済上手段及び 積極的变化の推進を指向するその他 誘因の利用の実証及び反復実験	47
附属書 A : SDS-SEA 実施計画予定表	48



SDS-SEA 実施計画 (2012～16)

本文書は東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA) が下記の文書名のもとに刊行した原著を、PEMSEA 事務局の許可を得て海洋政策研究財団が訳出したものである。

Translated from English by the Ocean Policy Research Foundation (OPRF), Tokyo, Japan.

原著書誌情報

The Original document can be cited as:

Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia (SDS-SEA) Implementation Plan 2012-2016.

Published by the GEF/UNDP/UNOPS Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia (PEMSEA).

訳書書誌情報

東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA) 実施計画 (2012～16)。GEF/UNDP/UNOPS 東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA)、及び、海洋政策研究財団、刊行。

はしがき

2010年、PEMSEA 国家及び非国家パートナーは、SDS-SEA 中期実施計画の展開に関する共同立案に着手することに合意し、かつ、以下について協調的行動を執ることとした。

- 沿岸域及び海洋管理の、政府中心から政府及び利害関係者を含めたより包括的な手法への転換
- 目標に焦点を当てた行動計画の達成に向けた強固な地域的努力
- 沿岸域及び海洋管理のための共通基盤及び枠組を通じた利害関係者の人的財務的資源の活用
- 沿岸域及び海洋管理に関連する現有の断片化された事業及び計画の再設定
- 進捗状況及び影響の支援、監視及び評価を可能にする動的手法の導入

SDS-SEA の実施計画の準備は地域、国家、及び準国家レベルにおける一連の協議及び立案会合にて行われた。この立案会合には、国家機関、地方政府、学界、非政府組織、二国間及び多数国間プロジェクト及び産業界からの代表が含まれていた。

PEMSEA の ICM を通じた沿岸域の持続可能な開発枠組（図 1）が立案会合における指針として用いられた。この枠組の三つの基本要素は以下の通りである。

- 環境投資、立法、制度的取極、知識/認識、並びに、情報共有、能力向上及び持続可能な資金調達のための政策環境を創出するための、機関間及び多部門の協力を重要視するガバナンスの要素
- 海洋と沿岸域の持続可能な開発に不可欠な 5 つの主たる管理の留意事項である 1) 自然災害と人災の防止と管理、2) 生息環境保護と再生管理、3) 水の利用と供給の管理、4) 食糧の安全保障と生活管理、5) 公害抑制と廃棄物管理、に関する持続的な開発面の要素

¹ PEMSEA Meeting Report 9. Proceedings of the Third EAS Partnership Council Meet, Dndong, Liaoning Province, PR China, 26-29 July 2010.

○合意された一連の指標を用いて、ICM 計画のベースラインの環境条件、その進展、傾向、影響及び結果を監視し、評価を行う沿岸状況 (SOC) 報告システム、などである。

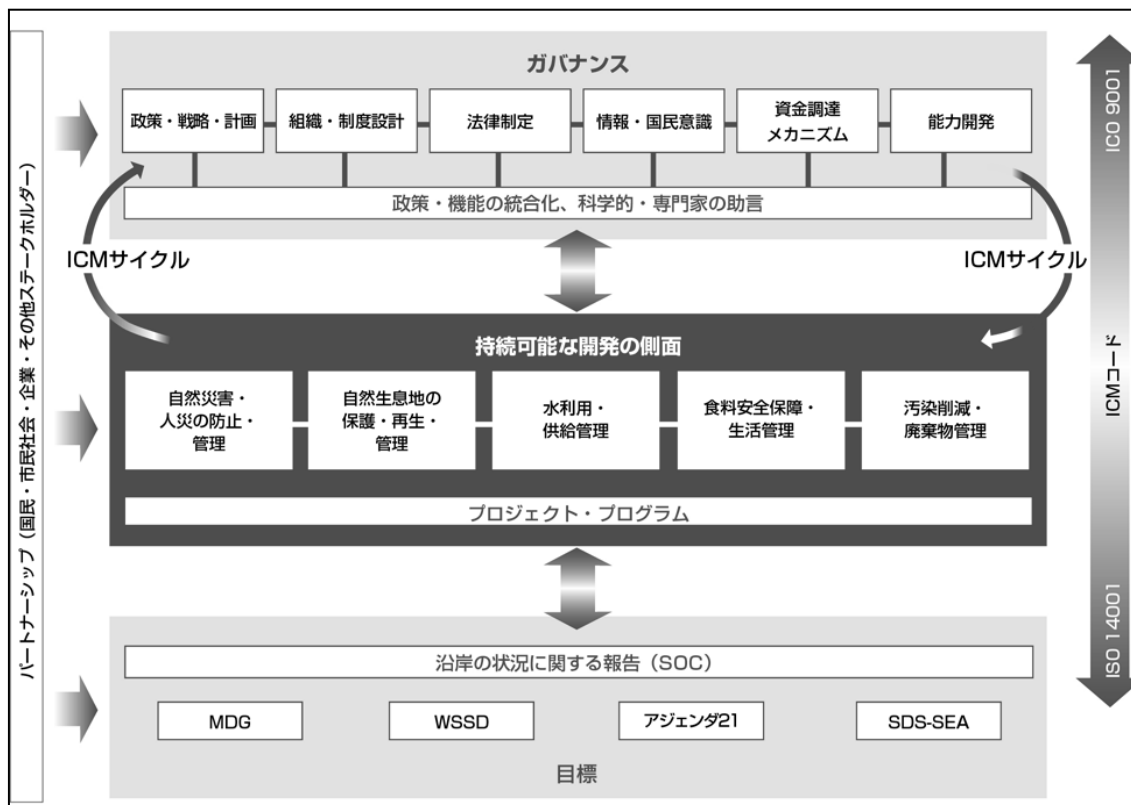


図 1：沿岸域総合管理 (ICM) による沿岸域の持続可能な開発の基本的枠組

上記の基本的枠組は以下に対して適用された。

- SDS-SEA 戦略及び行動計画の実施に伴う進展と課題の検討と検証
- 基本的枠組の諸要素に関する分野別活動と優先事項の決定
- 国家としての優先事項と成果の選定リストの中に分野別の成果を盛り込む
- 国家としての優先事項と成果を支援する行動計画を策定し、可能ならば、ICM 計画の策定と実施により分野別或いは分野横断的な問題点に取り組んでいく戦略的な地域を国別に設定する
- SOC 報告システムに従って、進展と影響度合を示す指標の策定を含む、監視と評価を行う計画を策定する

協調的な計画策定活動の結果、参加者の中で中期的優先事項に関する合意が形成された。勿論、地域の中でも国による各々の立場と状況は異なるが、中核的な課題をまとめると、

- (a) 地域、国家及び地方のレベルでの沿岸域及び海洋の管理の改善、
- (b) 沿岸域と海洋の生態系のサービスを保護し、その維持を行い、一方で海洋のブルーエコノミーを確立していくための優先事項を重点とする ICM 活動の促進、
- (c) 能力強化と知識管理計画、
- (d) 革新的で持続可能な財務機構の創造、
- (e) 監視、評価及び報告のためのシステム、等が挙げられる。

各国の沿岸域と海洋の優先事項は、様々な国家機関と地方政府により現在行われている計画や予定されている計画、或いはプロジェクトや種々の活動を考慮しつつ、それぞれの具体的な活動に展開された。分野別のプログラム、計画と行動の展開や修正において考慮されるべきギャップや潜在的な相乗効果が認識され、各分野間の協調的な取組を促すために優先度の高い場所が示された。そして各々の優先度の高い問題点、行動の詳細、進展を示す指標、優先度の高い場所、担当する機関とその資源と能力のニーズ、或いは監視と報告活動等々についての情報が整備された。

そうした進展の後に、5年間の国別の SDS-SEA/ICM 実施計画の策定が、カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、タイ、東ティモールで行われた。各国別の計画は地域としての実施計画としてまとめられ、これらに対して日本、韓国、シンガポール、PEMSEA 非政府パートナー、各種の支援団体、協力団体、EAS パートナーシップ会議及びその執行委員会などからの貢献を受けることとなった。

I. PEMSEA：沿岸域及び海洋の管理に関する地域協力機関

PEMSEA は東アジア海域の沿岸域と海洋の総合的管理を推進する国際的な組織である。11ヶ国の政府パートナーと19の非政府パートナー¹により構成され、東アジア海域における持続可能な開発戦略（SDS-SEA）の実施を行う共同の誓約をしている。SDS-SEA は東アジア海域の持続可能な開発を目指す、共有されたビジョン、ミッション、目的及び PEMSEA の行動計画に関するパートナー間の合意を表している。

PEMSEA は以下の原則に従って、活動を行っている。

- 参加**：本地域におけるすべての国家と、関係する利害関係者がおのおのの機能と資源を用いて参加することが、東アジア海域における持続可能な開発に関する課題に取り組み、それを克服する鍵となる。
- 協力（パートナーシップ）**：各国政府と利害関係者との協力（パートナーシップ）は、共通のゴールと目的を達成するためのものであるが、一方で各々の優先事項、共有された責任、期待される成果と能力面での差異を相互に補完しあう役割を担うことを共通の認識とする。
- 調整**：沿岸域及び海洋の総合的管理に関するプロジェクトと計画との調整を行うことは、種々の結果の監視と評価、目標と活動計画の改善を定期的に行うことを含め、国家レベル、準国家レベル及び地域的なレベルにおける共同の協調的な計画策定と実施を行うことを必然的に伴う。
- 協調**：国家間及び準国家間の境界をまたがる協調は SDS-SEA のミッションの遂行にとって決定的な重要性を持つ。何故ならば、従来型及び新型の自然災害と人災に対処

¹ 2011年12月現在、PEMSEA 政府パートナーは以下の通りである。カンボジア、中国、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）、インドネシア、日本、ラオス人民民主共和国、大韓民国、シンガポール、東ティモール及びベトナム。また、PEMSEA 非政府パートナーは以下の通りである。東南アジア諸国連合生物多様性センター（ACB）、沿岸域管理センター（CMC）、コンザベーション・インターナショナル（CI）フィリピン政府間海洋学委員会西太平洋地域事務所（IOC/WESTPAC）、国際エメックス（EMECs）、自然保護国際連合アジア地域事務所（IUCN ARO）、国際海洋研究所（IOI）、韓国環境研究所（KEI）、韓国海洋水産開発院（KMI）、韓国海洋調査開発研究所（KORDI）、北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）、海洋政策研究財団（OPRF）、Oil Spill Response Ltd., (OSRL)、PEMSEA 地方政府ネットワーク（PNLG）、Plymouth Marine Laboratory（PML）、Swedish Environmental Secretariat for Asia（SENSA）、UNDP/GEF Small Grants Programme UNDP/GEF Yellow Sea Large Marine Ecosystem（YSLME）Project 及び UNEP Global Programme of Action for the Protection of the Marine Environment from Land-based Activities（UNEP/GPA）。

していくためには、その性質上、多国間の、地域的及び／又は地球規模の対応を必要とするからである。

パートナーは、以下に述べるものによる、PEMSEA の地域協力の制度から、各々の利点を得ることが出来る。

- 政府と協力組織との間の共同計画の策定**により、SDS-SEA の実施に関する種々の視点を共有し、新しいアイデアを検討し、優先事項を促進させる機会が得られる。
- 資源、能力及びサービスの流動化**、すなわち外部の資源と融資の提供者を定め、地域の内部又は外部の援助資金提供者、ビジネス界及び会社とともに優先度の高いプロジェクトを策定し、促進する事により、SDS-SEA 実施の支援を行うことができる。
- ICM の策定と実施、更にはその拡大に必要な訓練、科学的及び技術的アドバイス及び支援活動**の提供を受けることができる。これらは、PEMSEA 事務局（リソース・ファシリテーター）、ICM 学習センター、地域の中核的センター、総合的な河川流域及び沿岸域管理のための連携ネットワーク、地域及び国家タスクフォースにより提供される。
- 管理の向上を行うための様々な経験の学習、情報及び知識の共有**を、PEMSEA 地方ネットワークを通して、準国家的なレベルで行うことができる。
- ビジネス界及び民間分野との協力**を、ICM の計画の拡大や、環境インフラ及び保護プロジェクトに対する信頼できて積極的な投資家との協力といった形で行うことができる。
- 地域間及び地域内における協力活動**を沿岸域及び海洋の総合的管理において行うとともに、様々なプロジェクトと計画をまたがって新しく革新的なスキルや手段、専門知識などを移転することができる。
- 沿岸域状況 (SOC) 報告**により、SDS-SEA 実施における進展と達成状況、齟齬に加え、地域の沿岸域と海洋管理における新たな傾向を把握することができる。
- 国家、地域、更には全世界からの支援**を、沿岸域と海洋における持続可能な開発に対して、以下のとおり受けることができる：沿岸域と海洋の総合的管理に関する最新の経験、科学および技術的知識と成功例を反映した対応、アドバイスの、種々の指導、指針、訓練、そして広範な技術的サービス。

現在、PEMSEA は地域及び国家の優先事項とニーズに関係し、効果的で、反応の速い、自律的で行動的な国際組織に移行しつつある。PEMSEA は、2011 年の EAS パートナーシップ理事会で承認を受け、現在、その体制整備、資金調達やコミュニケーションプランなどを実施している。

PEMSEA は国際組織としてその任務、すなわち SDS-SEA の実施、特に 5 年間の国家計画の実施、能力強化及び知識管理、といった任務の遂行に集中する。

PEMSEA は、SDS-SEA と ICM 計画の実施から得た政策と管理の基礎を駆使して、グリーンエコノミーに向けた Rio+20 の新しい経済的な課題と機会を引き受ける用意が出来ている。東アジア海域における持続可能な「ブルーエコノミー」に投資を行い、地域の海洋管理の成功例を実現するために、PEMSEA は引き続き、国家及び非政府パートナー、協力資金提供者や金融機関を流動的に連携させていく、協力の手法を継続していくであろう。

また PEMSEA は、地域において大きな役割を果たす幅広い層の、訓練と教育を受けた沿岸域と海洋の管理者の必要な数を確保するために、種々の教育機関、地域の中核センターや ICM 学習センターと密接な活動を継続していくであろう。

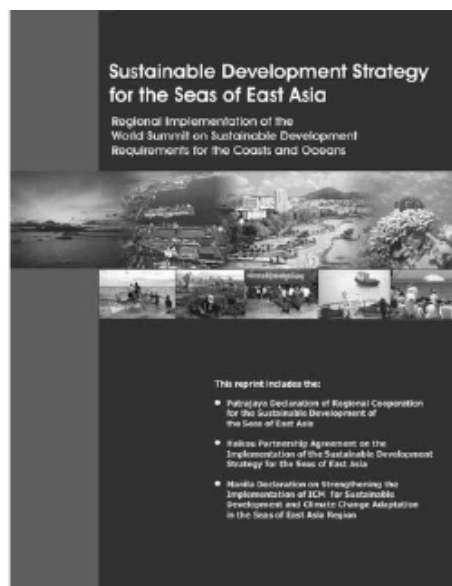
II. 東アジア海域における持続可能な開発戦略（SDS-SEA）

SDS-SEA のビジョン

東アジア海域における持続可能な資源のシステムは、地域の人々に与えられる自然の遺産であり、地域の或いは世界的市場へのアクセスの手段であり、現代および将来の世代のための健全な食料品供給、生活、経済的繁栄と調和のとれた共存を実現していくセーフガードである。

SDS-SEA の使命

東アジア海域における持続可能な開発を促進するために、機関間、部門間及び政府間の協力関係を築く。



SDS-SEA 戦略、目的及び行動計画

SDS-SEA は多くの国家と他の地域的利害関係者の間で3年間にわたり協議され、2003年12月に、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ及びベトナムの12ヶ国の政府で合意され、東アジア海域における持続可能な開発に関する地域的協力関係についてのポトラジャヤ宣言とともに署名が行われた。2006年に、ラオスと東ティモールも SDS-SEA を採択した。SDS-SEA は、自発的に、或いは各国の手段と能力に応じた実施のオプションを提供する各国の計画を通じて、各国が遵守することを閣僚レベルで合意したものである。

SDS-SEA は東アジア海域における持続可能な開発を促進するために、関連する国際条約、現存する地域的及び国際的行動計画、種々の協定と制度、実行可能な原則と実施方法などを包含したものである。即ち新しい義務事項を策定するよりも、現存している規定を補足するものである。その戦略は以下の事を行う。

- 国家の境界をまたがる環境上の関係に対応するための地域的協力を促す

- 経済発展と環境管理の両者の間の相互作用を調和させ、相乗効果を高める
- 健全な環境と、貧困の軽減、食糧の確保、雇用と人間の健康などの社会問題との間の関連の強化
- その地域の国家、民間分野、NGO、学術団体、地方共同体と他の市民社会、更には国連と国際的諸機関等との間の協力の土台の提供

また SDS-SEA は以下の課題に取り組む。

- 経済、社会的発展と環境保護の関係
- 貧困の軽減、持続可能な生活、自然災害に対する脆弱性の減少、長期的な安全保障、経済成長、及び人間と生態系及び天然資源の健全性に関する様々な計画の間の連携
- 地域の持続可能な開発を促進するための部門間、機関間、政府間及び各種プロジェクトの間のパートナーシップ

意思決定と管理活動を導く世界的及び地域的な協定等の中に含まれている、多くの原則、目的と行動計画が SDS-SEA に包含されている。例えば、海洋法に関する国際連合条約 (UNCLOS)、気候変動に関する国際連合枠組条約 (UNFCCC)、アジェンダ 21、生物の多様性に関する条約 (CBD)、陸上活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画 (GPA)、持続可能な開発に関する世界首脳会議－ヨハネスブルグ実施計画、国連ミレニアム開発目標 (MDG)、そして多くの IMO 条約などがある。SDS-SEA は、こうした様々な世界的協定等で設定されている目的と目標を達成するために、国家と地方レベルでの政策、計画の策定及び実施

ボックス 1 : SDS-SEA の戦略的行動声明

東アジア諸国は、

沿岸域及び海洋の資源の**持続**可能な利用を確保する。

天然のままであり、或いは生態学的、社会的または文化的な重要性を有する、沿岸域及び海洋の種と区域を**保存**する。

人為的活動の結果起きる様々なリスクから生態系、人間の健康及び社会を**保護**する。

生態的価値を守りながら、経済発展と社会福祉に貢献する沿岸域と海洋の環境における経済的活動を**開発**する。

沿岸域と海洋の環境の管理に関する国際協定を**実施**する。

公衆の認知を高め、多くの部門の参加を求め、沿岸域と海洋の環境における持続可能な開発に対する科学的支援を得るために、様々な利害関係者との**交流**を図る。

を行うための基本的枠組みである。また、SDS-SEA は PEMSEA のパートナー、協力者及び他の利害関係者の間の協力の土台となっている。

SDS-SEA は沿岸域及び海洋における持続可能な開発のための、6つの戦略と 227 の行動計画から成り立っている。

*開発戦略*は、「ブルーエコノミー」の開発に関する成長分野と種々の機会を中心として、地域の国家において新しく生み出される開発政策と投資戦略に関するものである。開発戦略における目的と行動計画は、社会的及び生態的な安寧を確保しつつ海洋の分野における経済的な改善を達成するための効果的な管理の枠組として、沿岸域総合管理（ICM）の利用を強調する。

*持続と保存の戦略*は、生物多様性の保護と保存及び再生、真水と海水の品質の向上といった、海洋経済の持続可能な発展にとって重要な側面に関する諸問題に対処していくものである。

*保護の戦略*は、陸上及び海上に起因する汚染の抑制と廃棄物処理などのブラウン・アジェンダ（都市化に伴う環境問題）に対応するものであり、*実施の戦略*は、関連する国際的条約と協定の順守を中心とし、国家、地方及び地域レベルでの関連する義務事項の執行を行うものである。

*交流の戦略*は、沿岸域と海洋の環境における持続可能な開発に関する情報と知識の共有及び、政府機関、市民社会、ビジネス界、科学者と大学、地域の青年の間での交流を活性化させる包括的な誓約である。

SDS-SEA の戦略的な目標

SDS-SEA は拘束力を持つものではないと考えられるが、SDS-SEA の目的を達成するための有効なツールとして、沿岸域及び海洋の総合的管理の策定と適用に対する信頼が時間をかけて、各国に生まれてきた。2006年と2009年に各国の閣僚レベルの会議で上記のような進展が認識された結果、地域全体での SDS-SEA 実施の拡大に対して、個々のレベルと全体のレベルでの誓約を得た戦略的目標を達成する為に活動を行うことに合意した。即ち、

目標 1 : SDS-SEA の実施のための自立的な地域協力機関

目標 2 : パートナー国の少なくとも 70%以上における、沿岸域と海洋の開発に関する国家レベルの政策及びそれを支える制度的取極

目標 3 : 地域の海岸線の少なくとも 20%以上をカバーする沿岸域及び海洋の持続可能な開発と気候変動への適応をに関する ICM 計画

目標 4 : 気候変動への適応措置も含めた、3 年ごとの ICM 計画の進展に関する報告

上記の 4 つの目標が 2015 年までに国家及び地域レベルにおける SDS-SEA への活動成果として実現されることが期待されている。

SDS-SEA の実施の進展

PEMSEA の発行する「東アジア海域における持続可能な開発の実施 2003-2011

(PEMSEA2012)」という報告書で、2003 年以来 SDS-SEA の目標と計画に貢献してきた地域の政府、非政府パートナー及び地域の組織及び計画などにより実現された計画、プロジェクト及び自発的活動に対する包括的な評価を発表している。特に、その報告書では地域全体における、地域協力機関、沿岸域及び海洋に関する国家的政策の推進、更には地域の ICM 計画実施の現状のレビューを行っている。

SDS-SEA 実施のために各国で採択された 4 つの目標について、2011 年の状況は以下の通り報告されている。

目標 1 : PEMSEA は、8 ヶ国（カンボジア、北朝鮮、中国、インドネシア、ラオス、フィリピン、韓国及び東ティモール）が「PEMSEA の国際的法人格を承認する協定」に署名を行った 2009 年 11 月に、国際法主体への移行を開始した。現在、その組織はホスト国協定締結の最終的な手続きを行っている。2010 年に東アジア海域における、地球環境ファシリティ（GEF）の支援を受ける地域及び準地域のプロジェクトについて評価が行われた結果、PEMSEA と SDS-SEA はそれぞれ、東アジア海域における沿岸域及び海洋管理について最も強力な地域機関及び基本的枠組みであるとの結論に達した。

目標 2 : 2003 年以來、PEMSEA に参加する 12 ヶ国のうちの 9 ヶ国（カンボジア、中国、インドネシア、日本、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム）は各々の国家レベルでの沿岸域及び海洋政策と戦略の策定に着手し、及び／又は、現在採択或いは実施の手続きを行っている。ラオスにおいては、国家水資源戦略と活動計画が策定され、採択された。

沿岸域と海洋の管理計画に関する各国の機関相互の調整メカニズムが確立され、現在ではカンボジア、北朝鮮、インドネシア、日本、韓国、シンガポールで機能している。中国の国家・作業グループ委員会は中央と地方レベルの海事機関の代表者の参加を受け入れている。ラオス政府は同国の河川流域の開発計画の調整を行うために、河川流域開発委員会の設立を承認した。一方、フィリピン、タイ、東ティモールとベトナムでは機関相互の調整メカニズムの策定中である。

目標 3 : 2011 年現在で地域の海岸線の約 11%を対象とする ICM 計画が策定され、各国で目標 3 に向けて活動を進展させている。次の 5 年間でその目標に到達する為には、各国政府や各々のパートナーが、全体としても個々のレベルでも、更に大きな努力を行わねばならないことは明らかである。

目標 4 : 2011 年 7 月に持続可能な沿岸域開発を目指す PEMSEA の地方政府のネットワークが沿岸域状況（SOC）報告システムの承認を行った。（ICM を通じて“ブルーエコノミー”の確立を目指すドンイン宣言）。その宣言では 2015 年までに、SOC 報告システムをそのネットワークに属する国家の 100%に適用することが誓約されており、沿岸域と海洋地域における社会的、経済的そして環境上の状況と変化を観察し、検証を行い、地域の地方政府における ICM 実施の進展とその影響を監視していくことを誓約している。

SDS-SEA 実施における欠如と制約

SDS-SEA の実施において数多くの政策と計画の実績があるものの、様々な課題が残されている。即ち、

1. 大部分の国で、各種政策、戦略の策定及び法制化が行われてきた。然しながらその殆どの国では、関連する利害関係者を協調的な計画立案、実施、監視さらには改善の継続に参加させるために必要な、機関相互と複数部門間の調整の仕組が、未だに検討中、或いは策定中の状況にある。責任の重複、計画間の齟齬、政策と管理の介入における対立、及び政府機関相互の資源獲得競争が、SDS-SEA 関連計画の計画策定と実施の課題となっている模様である。
2. 各国の実行能力についても、殆どの発展途上国は、彼らの能力強化のニーズを満たすために外部の資金と専門家に大きく依存している。これらは各国の中核的な熟練管理者と専門家の育成を行うには有益であったが、沿岸域と地域の LMEs における SDS-SEA と ICM 計画の実施を拡大させるためには、ICM 関連の管理者や専門家がさらに多く、継続的に必要とされるばかりでなく、社会学、自然科学、応用科学の専門家の必要性が高まってくる。「地方、国家、及び準地域/LME レベルにおいて、SDS-SEA、LME SAP そして ICM の実施に必要とされる能力のニーズとは何かということと、そのニーズをどのように満たすことが出来るのか」という問題については、今まで体系的な対策がとられていなかった。
3. 持続可能性に配慮した財務における心強い進展がみられる。各国は、例えば ICM/EBM、河川流域管理、持続可能な漁業、持続可能な林業、地域開発保護、統合的な陸上及び海洋利用計画、海洋空間計画、気候変動対策、災害リスク抑制等々の様々な措置を通じて、沿岸域と海洋の生態系の保護、管理、再生を、各々の中長期開発計画の中の目標として設定し始めているからである。こうした目標を関連する分野の機関の計画と予算の中核事業として組み込むことは殆どの国で初期の段階であるが、次の 5 年で改善することが期待される。沿岸域と海洋の状況改善のために用いられる経済的で市場原理に基づいた制度、例えば PPP (官民パートナーシップ)、環境の利用者利用料金制度、生態系サービスに対する補償、企業の社会的責任、汚染者の負担支払いなどの措置は殆どの国で、未だに試行や実験の段階にある。中国、インドネシア、フィリピン、韓国などの国では沿岸域及び海洋管理におけるビジネス界と企業の参加を促進するために、革新的な政策と法律や規則 (例えば、中国における生態系サービス補償法、韓国のグリーン産業育成の国家戦略等)、そして多くの時宜を得た協力の成功例 (例えばフィリピンの Bataan Coastal Care Foundation、インドネシアの CSR Program for Small

Islands Development 等の) などの推進を行っている。こうした優れた慣行例と経験などは SDS-SEA の実施を支援する地域の知識蓄積基盤の一部として、今後の 5 年間に大いに活用され、共有され、繰り返し使用されるべきである。

4. 2011 年までに、ICM の実施を拡大するための 5 年間の各国の活動計画がカンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、フィリピン、タイ、東ティモール及びベトナムで策定され、韓国とシンガポールでは既に実施されている。同じようにラオスの場合は水資源管理のための国家的活動計画が進行中である。準国家レベル及び地方政府レベルでは、10 ヶ国で 32 の ICM プロジェクトが策定中または完全に実施されている。シンガポールの場合は、ICM 計画は同国の全海岸線で実施されている。全体として、ICM の実施は 2011 年までに地域の海岸線の 11%以上で行われているが、種々の実施サイトでは策定と実施のレベルは異なる。SDS-SEA のレビューから明らかになったのは、生物多様性の保存、気候変動及び災害リスク抑制と管理などの行動計画が、この期間において、同様に中央政府により策定され、採択されたことである。また全ての国で災害に対する脆弱性と災害マップ作りが地道な努力で行われている。然し、国家及び準国家レベルにおける、こうした分野別の取組の策定と実施を行う為のプロセスと管理の枠組として、ICM が常に有効に用いられているかどうかは明らかではない。
5. 国家レベルでの環境の監視と報告のシステムは中国、日本、韓国、シンガポール、タイ及びベトナムでは既に実施されている。他の幾つかの参加国については、沿岸域と海洋の環境の監視は主要な計画（例えば、漁業管理など）や特定のプロジェクト（例えば世界銀行の環境監視レポート参照）などに盛り込まれている。2011 年に PEMSEA の地方政府のネットワーク（PNLG）は 2015 年までに参加国の 100%で沿岸域管理報告システムを策定し、実施することを誓約した（ドンイン宣言、2011 年）。このことは、異なる国が共通の手順と共有する指標を用いて、沿岸域における持続可能な開発の進展と達成を測定するという、この地域でも、おそらく世界中でも、初めての快挙である。

全体的な傾向として、この地域の沿岸域と海洋の生態系では、それらが人類に提供してきたサービスが、増々危機的な状況に追い込まれている。主として完全な処理が行われていない、不完全な処理のままで放出される下水や、農業活動に基因する、栄養過多の増加による酸素欠乏デッドゾーンの増加などに見られる通り、陸上からの海洋汚染は引き続き深刻な問題となっている。生物多様性と海洋保護区に関する国際的な誓約は、期待を満たしていない。乱獲と破壊的な漁具と漁獲慣行による海洋における漁獲高の激減が相変わらず続いている。それらの全てに加えて、気候変動と極端な天候による多様なリスクと被害がますます顕著となっている。要するに、この地域では汚染の抑制、生息環境の保存と再生、生物多様性の保存と増進、そして経済の安定が持続可能な開発を促進する方向にバランスを変え始める、到達困難な転換点には至っていない。

然しながら、この地域において、多くの ICM と沿岸域資源管理の例に見られるように、東アジア海域における沿岸域及び海洋の生態系サービスの持つ回復力はまだ残っている。この地域の海洋のブルーエコノミーを確立しながら同時に東アジア海域を保護する機会が残っている。SDS-SEA はその両者を共存させる適切な基盤であり、基本的な枠組みである。SDS-SEA の実施を最適化させるには今後の更なる時間と努力が必要となる。従って 5 年ベースの SDS-SEA 実施計画は持続可能な開発への時宜を得た重要なステップなのである。

III. SDS-SEA 実施計画 2012-2016 年

SDS-SEA 実施計画の構造

SDS-SEA の実施を加速化するのに必要な変化、海洋に基盤を置くブルーエコノミーへの転換、そして最終的には、持続可能な開発という目標を達成するには、政策と立法、制度的要素と運営的要素、行動的要素、そして物理的要素の統合が必須である。SDS-SEA 実施計画の中の各々の活動は、SDS-SEA の 6 つの戦略とその目標、更には国家のパートナーが合意する 4 つの地域的目標という文脈の中で考えられてきた。図 1 では実施計画の中の各々の活動と、SDS-SEA における一連の戦略と主要な目標との関連性が図示されており、各国が行う転換の相互関連性がそこに明示されている。

5 年間の SDS-SEA 実施計画は 5 つの要素で構成される。即ち、管理、ICM の拡大、監視と評価及び報告、能力強化と知識管理、及び、持続可能性に配慮した資金調達である。

これからの5年間における、管理の要素の核心をなすものは、

1. 地域及びLME/沿岸海域と国家レベルで、沿岸域と海洋管理のための効果的な調整のメカニズムを構築し、運用すること。そして各々の活動計画と計画を共通の基盤の上に整理すること。更に、全てのレベルで沿岸域及び海洋の管理の有効性を向上させ、そしてパートナー、協力者及び利害関係者の人的及び財務的資源の流動化させること。
2. 種々の文書による合意された目的、目標、統制及び行動を、国家的及び準国家的な開発と投資計画、更には分野別政策、法律そして計画などに統合していくことによる、沿岸域及び海洋の政策と立法の確立。

ICM活動の要素は、準国家的及び地方政府の持つ、投資と着実な変化を促進する機能と能力を、最大化することを中心とする。また、この要素は、a) 気候変動適応と災害リスクの抑制、b) 生物多様性の保存と救済と、バランスのとれた持続可能な漁業による食糧の確保と生計、c) 水質の保護と改善、更には水の品質と量の両面から見た持続不可能な開発による災害の防止、に対する分野別の取組と計画を一つにまとめることである。

監視と評価の要素は、更に包括的で、科学的に見て健全な、環境監視計画の策定と実施を伴うものである。監視計画の目的は生態系の健康と抵抗力と長期的変化と傾向を表すデータと情報を記録することである。更に、SOC報告システムは、政策立案者と管理者に対して望ましい政策と社会的、経済的及び生態学的な目的と目標に向けての進展状況を熟知せしめるための、知識の共有と意思決定の支援ツールとして、適用が拡大されるであろう。

最後に、能力強化、知識管理と持続可能性に配慮した財務の要素はICM計画の拡大の手段であり、技術的能力と管理能力を確立し、情報の普及と知識の共有を高め、持続可能な海洋のブルーエコノミーの（天然及び人工的な）資産への投資を促進する。

次の5年間で全ての分野の問題点に対応することは不可能であるため、各国が計画立案手続で選択した戦略は、優先地域における優先的な懸念事項に対してICM拡大計画を集中的に適用していくことであった。その結果は、地域をまたがる国々における沿岸域及び海洋の総合的管理の為のプロジェクトと取組を成功に導く核となり、生態系と沿岸の共同体の健康と抵抗力の測定可能な改善をもたらし、優良な慣行と投資を国や地域の他の部分に拡

大し増加させるスキルと経験を向上させることが出来ると期待される。

本文書の次の章では、これからの5年間における6つの目標と付随する活動について、さらに詳細な説明を行う。そして定期的に進行を監視し、報告を行うために使用することの出来る、詳細な測定が可能な進展の指標について説明する。

付属書 A は種々の活動とその成果と、国家の SDS-SEA 実施計画の中で管理者が介入を行う優先分野となる優先度の高い地点を列記した計画表である。

図 1 : SDS-SEA 実施計画通例

分類	SDS-SEA 目標	行動	持続	保存	保護	開発	実施	交流	
国家的地域の管理	目標 1	1. IPEMSEA の自立的な地域管理機関への移行の完成	○	○	●	●	●	○	
	目標 2	2.1 沿岸域及び海洋に関する政策の達成	○	○	○	●	●	○	
20%の東アジア地域沿岸線への ICM 拡大	目標 3	3.1 地方政府の能力の最大化	○	○	●	●	●	○	
		3.2 ICM 計画を通じた脆弱な沿岸域における気候変動適応 (CCA) 及び災害リスク減少 (DDR) 措置の実現	●	●	●	●	○	○	
		3.3 生物多様性と漁業のホットスポットにおける、沿岸域及び海洋の生態系のサービスの持続可能な利用と ICM 計画の統合	●	●	●	●	○	○	
		3.4 重要な沿岸域及び流域圏における ICM 計画を通じた水供給の保全・管理及び汚染軽減・廃棄物管理の向上	●	●	●	●	○	○	
監視、評価及び報告	目標 4	4.1 生態系と「海嶺から礁まで」の管理に関する知識と理解を深めるための総合的な環境監視の実施	○	○	○	○	○	●	
		4.2 沿岸状況報告制度の活用	○	○	○	○	○	○	●
能力開発／知識管理	促進	5.1 認定を受けた ICM 及び特殊技能の訓練コース・課程の確立	○	○	○	○	○	●	
		5.2 ICM 学習センター、国家・地域の拠点センター及び教育機関が沿岸域及び海洋管理に関する訓練・教育を行い、認知度を高め、いく体制づくり	○	○	○	○	○	○	●
		5.3 生態系サービスマネジメントに関する科学的に健全な決定及び投資促進のための知識基盤及び支援のネットワークの構築	○	○	○	○	○	○	●
持続可能性に配慮した財務	促進	6.1 持続可能な海洋に基盤を置くブルー・エコノミーに寄与する、事業、科学技術、実践活動及びサービスマネジメントへの公的・民間部門からの投資増加	○	○	○	●	○	○	
		6.2 計画における資金・能力の欠如に対処するための、寄贈者、国内外の投資家及びその他の資金源の活用	○	○	○	●	○	○	
		6.3 積極的な行動への転換を推進する革新的な財務・経済的手法及び他の促進策の利用の実証及び反復	○	○	●	○	○	○	

凡例

● 主目的

○ 補助的行動

(空白)

IV. SDS-SEA 実施計画目標、行動及び進捗状況の指標 (2012～16)

管理 目標1 : SDS-SEA 実施のための自立的な地域協力機関

行動1.1 :

PEMSEA の東アジア海域管理のための自立的な地域協力機関への移行を完成し、沿岸域及び海洋生態系サービスを再構築及び維持し、また、東アジア地域のあらゆる大規模海洋生態系 (LME) 及び沿岸域の気候変動及び気候変化の影響を減少させる基盤として利用する。

移行された地域機関として、PEMSEA は、

○各国家の SDS-SEA 実施計画を遂行するための国家パートナーの尽力を支援し、連携する。本機関は、PEMSEA の法人格及び SDS-SEA の枠組を用いて、必要に応じて非政府パートナーと協力しながら、東アジア海域の準地域的／大規模海洋生態系 (LME) 管理メカニズムを運用できるようにするための基盤を提供する。

○政府パートナー及び非政府パートナー、準地域的及び地域的プロジェクト・計画、大学、NGO、専門家並びに若手職業者が参加し、準地域／大規模海洋生態系 (LME) 及び国家がイニシアチブをとる行事や三年毎に開催される東アジア海洋会議といった行事を通して、沿岸域及び海洋管理のための知識共有及び能力開発ネットワークの地域拠点としての機能を持つ。PEMSEA は、広い視野に立ち、訓練され、かつ、教育された十分な人数の沿岸域及び海洋管理者の必要な数を確保するために、教育機関、地域中核的研究拠点及び ICM 学習施設と緊密に取り組む続ける。

○各国家の SDS-SEA 実施計画と両立する気候変動適応、災害リスク減少、生物多様性保全、持続可能な漁業、利水／水保全、汚染削減、能力開発及び知識管理に対し、投資資金を活用する。中期的には、この資金活用は、国内外の投資者及び資金提供者に対する投資促進のため、政府パートナー及び非政府パートナーと共同のプロジェクト開発となる必要がある。

○東アジア海域の、かつ、地域的海洋管理の成功例として

の、持続可能な「ブルー・エコノミー」に対する投資のため、資金提供者及び金融機関だけでなく国家パートナー及び非国家パートナー、法人並びに産業界を参入させ、かつ、結集させるために、この協力手法を継続する。

進展を示す指標

PEMSEA、国家政府及び地方政府並びにこれらのパートナーの共同の尽力による、2016年までの進展を示す指標は以下の通り。

- ◆フィリピンにおいて PEMSEA の任務の遂行及び目的の達成に必要な特権免除を付与するフィリピン政府及び PEMSEA 間で署名された本部協定 (2012-2013)。
- ◆時限目標を伴い、かつ、PEMSEA パートナー及び協力者間の共同計画策定、実施、報告及び改訂制度を伴う 5 年間の SDS-SEA 実施計画の採択及び始動 (2012-2013)。
- ◆管理規則を持つ国家が所有する地域機構、持続可能な資金調達計画、情報／知識共有計画及び PEMSEA 事務局 (PRF) 再編計画といった PEMSEA の効率性、柔軟性及び実効性を強化する措置の採択及び実施 (2012-2013)。
- ◆PEMSEA の根幹を成す運営、連携、行政、事務局及び資金調達業務促進のための PEMSEA 政府パートナー及び非政府パートナーからの任意の資金調達及び現物出資取極 (2012-2014)。
- ◆戦略的行動計画 (SAPs) 及びその他大規模海洋生態系 (LME) や準地域的海域 (例：黄海及びアラフラティモール海並びに中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)) における尽力を、沿岸域及び海洋管理を改善し、かつ、利害関係者間の人的財務的資源を活用する共通基盤として整理し提携するための、PEMSEA 及びその他地域的及

び準地域的／大規模海洋生態系（LME）管理メカニズム間の協力協定（2012-2013）。

◆ PEMSEA の維持及び SDS-SEA 実施国家に対する技術支援及び援助のための革新的資金調達制度の展開及び導入（2014-2016）。

◆ 各国家の SDS-SEA 実施計画支援促進のための旗艦事業のポートフォリオの作成、及び、国内外の投資家及び資金提供者間の協調融資協定を通じた促進（2012-2016）。

◆ パートナーとして、PEMSEA のビジョン、任務及び目標を共有する東アジア地域の組織及び東アジア地域全国家を伴う、PEMSEA パートナーの拡大（2012-2016）。

管理 目標 2 : 少なくとも 70% 以上のパートナー国における沿岸域及び海洋に関する国家政策の策定及びそれを支える制度的取極

行動 2.1 :

機関間及び複数の利害関係者間の調整メカニズムの制度化、並びに、SDS-SEA の目的及び目標の国家及び準国家の中期開発・投資計画への統合を通じた、沿岸域及び海洋に関する国家政策の達成

多くの国で、国際的に採択された原則及び目的の国家の政策や戦略への変換が既に著しく進行しているか、あるいは、現在進行中である。今後 5 年間にわたる採択された政策及び戦略を実施するための計画の展開及び始動について、以下の 4 点が注目される場所である。即ち、沿岸域及び海洋管理を促進し強化するための法制化、利害関係者を奮起し活用するためのコミュニケーション及び認識の構築、計画及び事業の管理実施を行うための技能を身につけた中核的人的資源の能力開発、及び、現場の管理介入及び保全イニシアチブを支援するための持続可能性に配慮した財務、である。進捗の鍵となる措置は各国家による SDS-SEA/ICM 計画の実施であるとともに、これらの計画を中期社会経済開発・投資計画に組入れることである。

各国家による SDS-SEA 計画の実施の調整及び管理を行う機関間や部門間の制度的メカニズムの確立も中期的進捗状況の主要な道標となる。このような制度の目的は、政府機関及び政府レベル間の役割と責任の明確化、多部門にわたる計画や事業の相乗効果の確認及び始動、重複及び紛争の減少、情報や知識の共有、及び、海洋及び沿岸域の経済発展及び環境・資源管理に関連する進展・業績・変化に対する包括的評価を行うことによって、関係国の沿岸域及び海洋管理の有効性及び実効性を促進することにある。

進展を示す指標

PEMSEA、国家政府及び地方政府並びにこれらのパートナーの共同の尽力による、2016 年までの進展を示す指標は以下の通り。

- ◆70%の加盟国における沿岸域及び海洋管理に関する国家政策の採択及び実施（2012-2015）
- ◆持続可能な開発目的及び目標への寄与や海洋に基盤を置くブルー・エコノミー構築に資する沿岸域及び海洋の管理に関する国内法の準備及び制定（2012-2015）
- ◆持続可能な開発、気候変動適応及び災害リスク減少措置の国家レベル及び地方レベルでの陸域及び海域利用計画プロセスへの統合を含む陸地及び海域利用に関する国内法の準備及び制定（2012-2015）
- ◆沿岸域及び海洋の政策や管理に関する問題を監督調整するための、国家レベルの機関間や部門間調整メカニズムの創設及び運営（2012-2015）
- ◆PEMSEA パートナー国家における各国家による中期 SDS-SEA/ICM 実施計画の採択及び始動（2012-2013）
- ◆各国家による SDS-SEA/ICM 実施計画の目的、目標及び行動の、各加盟国の中期社会経済開発実施計画への組入れ（2013-2016）
- ◆各国家による SDS-SEA/ICM 実施に関する進捗状況、成果及び努力目標を確認するための監視報告制度の開発及び実施（2013-2016）
- ◆沿岸域及び海洋の持続可能な開発に関連する国際条約及び国際協定の批准・履行、及び、これに引続く、既存の規則と関連文書を発展あるいは調和させる行為（2012-2016）

ICM 拡大目標3：地域の海岸線の少なくとも20%をカバーする沿岸域及び海域の持続可能な開発と気候変動への適応に関するICM計画

行動3.1： 国際条約、地域協定及びLME SAPsの規定の順守を含め、沿岸域及び海洋における生態系のサービスを保護・維持するための国家レベルの政策と計画を効果的に寄与する地方政府の能力の最大化

地方政府は、沿岸域の住民の安全保障と、地方及び国家レベルの経済の便益のため、沿岸域及び海洋の資源を守り、保護し、保全し、維持を行う最前線に位置している。地方政府は、沿岸域及び海洋の資源利用の対立と競合の問題、生息環境の悪化と破壊による社会経済的影響の再発、汚染、乱開発、気候変動と悪天候による災害などの天災と人災に日々対応を行っている。ICMの実施を行う地方政府の能力強化により、国家レベルの開発の優先事項と目的及び国際的義務事項と遵守事項の達成のために着実な活動が行われる。地方政府の能力の最大化には、ICM計画と、目的及び目標を地方の開発・投資計画に組み込んでいくことが必須であり、地方政府がICMを適切な方法で策定し、実施していく能力を持たねばならない。

進展を示す指標

2015年までに参加国の地方政府はICM計画の実施と、地域の海岸線の少なくとも、20%以上の地域で、実績を示すことが求められている。国家政府はPEMSEAと他の利害関係者との協力により、地方政府のICM計画実施能力を最大化されねばならない。そのためには以下のことが重要である。

- ◆ 地方政府のICM策定と実施を先導し、指導するための国家レベルの政策、規則及び計画の採択の実施（2012-2014）
- ◆ ICM計画実施を監視し、指導を行う為の準地域的と国家レベルでの調整機構を確立と強化
- ◆ 国家レベル及び準国家レベルにおいて中核となる有能なICM管理者と実施部隊を育成することの出来る教育と訓練

練計画の確立又は運営（2012-2015）

- ◆国家レベルの ICM 政策、規則及び計画を地方政府の開発及び投資計画に組み込むために必要となる人的及び財務的資源の活性化（2012-2016）
- ◆ICM 計画の進展と影響を測定し、意思決定機関に情報を提供するための統合的な手段として沿岸域管理報告システムの実施（2012-2016）
- ◆持続可能な海洋及び沿岸域の資源の開発とその管理を強化し、ブルーエコノミーの潜在的な社会経済的成果を実現するための地方政府の活動を検討し、評価を行う手段として、地域における ICM 計画の少なくとも 50%以上に「PEMSEA の ICM コード及び評価システム」の適用と拡大（2012-2015）

行動 3.2 :

ICM 計画により、脆弱な沿岸域において気候変動への適応 (CCA) 及び災害リスクの抑制 (DRR) 措置を実現

ICM の拡大を行うこの活動は、持続可能な沿岸域及び海洋の開発の脅威となる、天災と人災（例えば、熱帯性暴風雨、サンゴ白化現象、地震、赤潮、油と化学品の流出、侵略的外来種、腐食、地盤沈下など）に対処するための SDS-SEA の戦略と行動計画である。更に、持続可能な開発と気候変動への適応のための ICM 実施の拡大を誓約したマニラ宣言（2009 年）で明記された優先事項に焦点を当てる活動でもある。

当地域の国々は「国連気候変動枠組条約」と 2015 年までに災害リスクを抑制することを目的とした「兵庫行動枠組 (HFA、2005-2015)」の締約国である。HFA の実施の進展を行うことは、各国が災害への準備、対応、リスク評価及び早期警戒を行う政策、規則及び制度的枠組みと能力の強化に優先して取り組むということである。それとは別に、災害リスクを構成する内在的要因に対処する災害への抵抗力を高めるために知識、教育、及

び革新的な支援計画の適用について、更なる努力が必要である。

ICM 拡大計画による国家及び地方レベルでの CCA/DRR の実施を促進する目的は、脆弱性を減少させ、抵抗性を高めることである。能力強化、財務運営、共同体の認知と活性化などを含む国家及び地方レベルの CCA 及び DRR の取組の間の連携が、脆弱な沿岸域においては特に重要である。

進展を示す指標

国家レベルでの ICM 拡大による、天災と人災の管理への対応の進展を表す指標は以下の通り。

- ◆沿岸域共同体の脆弱性を軽減し、気候変動による影響に対する沿岸域及び海洋の資源の抵抗力を高めるための気候スマート政策と規則を、加盟国の少なくとも 70%以上において国家レベル及び準国家レベルで採択し、実施（2012-2014）
- ◆非常に脆弱な沿岸域、分水流域、沿岸域共同体と資源および生息環境、更には貧民、婦女子などの社会の脆弱な分野などを検出して、気候変動に対する彼らの適応能力の強化（2012-2014）
- ◆陸地及び海域の利用計画及びゾーニングに関する国家レベルの規則と指針の策定及び採択を行い、DRR/CCA 措置を準国家レベルでの陸地と海域使用計画プロセスと統合
- ◆サンゴ礁、海草藻場、沿岸湿地帯、マングローブなどの生息環境の復元及び管理の計画の実施と、分水流域、沿岸域及び海洋の生態系の気候変動の影響を改善し、関連する生息環境の炭素隔離能力を高めるために、可能ならば、科学的に見て健全な情報に基づき、各国で少なくとも 1 ヶ所以上の ICM サイト/準地域的な海域において保護海洋エリアを確立

◆非常に脆弱な沿岸域と沿岸海域/LMEs における油流出への備えと対策や、天災と人災に対する備え、対応及び回復能力の強化も含めた災害リスク管理計画の策定と実施（2012-2016）

◆ICM 計画と気候変動対策、その他の天災と人災などに対する有益性に関する適切な対話/知識共有の出版物やイベントを策定する関連の国家機関の間の調整を行い、これらの活動を公式及び非公式の教育機関に普及（2012-2016）

◆天災と人災に対する支援措置、備え、対応、回復及び補償を行う為の民間分野も含む新しい財務拠点の策定（2012-2016）

PEMSEA と国家及び地方政府並びにパートナーの協力的活動による行われる現場の管理に対する介入の進展を表示する 2016 年までの重要な指標は以下の通り。

◆リスク管理計画と早期警戒システムの準備と採択により、脆弱な沿岸域において、天災と人災、気候変動及び激変に対応を行うことの出来る、沿岸共同体の割合を高める

◆気候変動の影響を抑制し、油流出に対する備えと対応の改善及び海洋の安全対策（例えば PSHEM コードが採択され、実施された）の強化を行う管理の対応やリスクの軽減措置を少なくとも 10 の ICM サイトで実施

行動 3.3 :

生物多様性と漁業のホットスポットにおいて沿岸域及び海洋の生態系のサービスの持続可能な利用を ICM 計画に統合

行動 3.3 は沿岸域及び海洋の生息環境と漁業の持続可能な開発と利用に関する SDS-SEA 戦略と活動計画を指す。それは生物多様性条約、とりわけ愛知目標 (AB) の目標 7 と 11 に寄与する。

○AB 目標 7 : 乱獲を回避するために、2020 年までに、全ての魚類と無脊椎動物種及び水性植物の捕獲は持続可能な方法で、法律に従って行われ、生態系アプローチを適用

○AB 目標 11 : 2020 年までに少なくとも 10%以上の沿岸域と海域、特に生物多様性と生態系のサービスにとって極めて重要な海域は、効果的且つ公正に管理され、生態学的に代表的な良好に連携した保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする措置を用いて保存され、より広域な陸と海の景観に統合

行動 3.3 の主旨は以下の 2 点である。

○生物多様性と漁業のホットスポットへの ICM の介入による、沿岸域及び海洋の生息環境の広範な劣化現象と生物多様性の喪失の危険性に対する現行の様々な国家戦略と計画の結集

○優先的海洋保護回廊と漁場において行われる ICM の計画の策定と実施を通じて、国家及び地方レベルの優先事項と計画及び資源を結びつける枠組と手続きを定めることによる「生物多様性国家戦略と行動計画 (NBSAP)」の運用可能化

進展を示す指標

沿岸域と海洋の生態系のサービスの保護と持続可能な利用の管理の改善を示す指標は以下の通り。

◆重要な生物学的生物多様性と自然の価値を持つ沿岸域と海洋

のエリアを地方、国、準地域的に検出し、特定（2012-2013）

◆準国家レベルの ICM 計画と結集する優先的な地点の特定を含む NPSAPs の策定と更新（2012-2013）

◆沿岸域と海洋の開発と沿岸域の干拓事業に関する国家の政策と戦略の策定と採択を行い、生物多様性の自然の価値の保存を考慮し、その利用の限界と変化の見極め（2012-2014）

◆生息環境、漁業、そして/又は優先的な地点における希少な絶滅危惧種などを保護するために政府と非政府系分野間の協力の確立（2012-2014）

◆陸地及び海域利用計画とゾーニングや重要なサイト、生息環境、漁業資源の開発、不適切または矛盾のある利用方法などを規制する措置を準国家レベルの陸地と海域利用計画プロセスと統合していくための準備と採択（2012-2014）

PEMSEA、国家と地方政府及びパートナーの協力的活動を通して、2016 年までに現在の管理指導の進展を示す指標は以下の通り。

◆ゾーニング制度/海洋空間計画、Pas MPAs、FAFM、IRBCAM 及び他の管理プロセスを有する沿岸域及び分水流域の割合を増やし、海岸線の地域の 20%にまで ICM の拡大

◆転換された危機的生息環境の復元と気候変動に対する沿岸域と海洋の生態系の抵抗性の向上を行うために、少なくとも 10 の ICM サイトと 1 つの沿岸海域/LME において生息環境の復元と管理計画を策定し、着手（2012-2014）

◆生態系管理手法により、公正で持続可能な漁業と魚類の保存

を行うために、少なくとも 10 の ICM サイトと 1 つの沿岸海域／LME において持続可能な漁業管理の策定と着手
(2012-2014)

- ◆地域の中でマングローブ、サンゴ礁と他の生息環境（例えばブルーフォレスト）の健康と抵抗力の目に見える改善を生物多様性のホットスポットや気候変動に対して脆弱なエリアも含む、少なくとも 10 の沿岸海域と分水流域において実現
- ◆少なくとも 1 つの沿岸域エリア／LME で活動している地域の海洋保護区のネットワークの活動による、10 の ICM サイトで効果的に機能し、目に見える有効性と有益性の向上させる海洋保護区の強化
- ◆ICM サイトと沿岸海域エリアと LME において少なくとも 2 ヶ所の危機的な漁場での過剰開発の件数を減らし、魚類の激減の抑制

行動 3.4 :

優先的な沿岸域及び流域圏における ICM 計画による、水供給の保全・管理、汚染軽減と廃棄物管理の改善

行動 3.4 は水資源の開発と管理に関する政策と計画の為の SDS-SEA 選択戦略と行動計画であり、消費的及び非消費的水の使用、汚染と廃棄物管理、気候変動、食糧の確保、公衆衛生、天然資源の保護と保全を行うものである。この活動は、陸地と海域の海洋汚染の原因に対処を行う、ミレニアム開発目標、ヨハネスブルグ計画の実施及び他の国際的条約と協定などに定める、安全な飲料水と衛生管理に関する関連の目標に直接結びつくものである。更に 3.4 の活動は、2012 年 1 月に第三次 GPA 政府間レビュー会議において採択された、「陸地の活動からの海洋環境の保護に関する世界行動計画（GPA）の更なる実施に関するマニラ宣言」で定められた優先事項に関するものである。即ち、栄養物管理、海ゴミの軽減と排水処理などである。

行動 3.4 は河川流域及び沿岸域の総合的管理 (IRBCAM) を、沿岸域、河川及び支流における水質を保護し、改善するための、以下のような全体的な手法として策定し実施することを定めている。(a) 水の利用を効率的に公正に保持し管理する、(b) 栄養管理、汚染の軽減と廃棄物管理による生態系の完全性、公衆の衛生管理及び食糧の確保。

行動 3.4 は、成功例を共有し、能力強化を行い、更に海ゴミを防止し、軽減し、管理を行うために、地域と国際的組織及び企業分野との協力による、海ゴミの問題に対処する。

進展を示す指標

国家と地方レベルにおける ICM の拡大計画の枠組における、水の利用、保持及び汚染の軽減の進展を表す指標は以下の通り。

- ◆統合的な河川流域及び沿岸域管理と、生態系の完全性、公衆の衛生管理と脆弱性に対応する優先的な沿岸域と河川流域の検出 (2012-2013)
- ◆統合された水資源開発と管理を支援する国家政策、規則及び計画の策定と採択 (2012-2014)
- ◆統合された水資源管理の優先事項を国家及び準国家レベルの社会経済開発及び投資計画に組み込む (2012-2014)
- ◆優先的な沿岸域及び河川流域を定めた、統合的な河川流域及び沿岸域管理 (IRBCAM) 計画を策定し、採択を行い、水質、水の供給、水の利用、栄養物管理と汚染軽減と廃棄物処理に対応 (2012-2014)
- ◆優先的な河川流域と沿岸域における国家と地方レベルの IRBCAM の調整の機構機能の確立 (2012-2014)

PEMSEA、国家及び地方政府とパートナーの協力的な活動による、現場の管理指導を行う進展を示す 2016 年までの指標は以下の通り。

- ◆水質の劣化と生態系サービスの喪失の危険にさらされている河川流域と沿岸域のうち、少なくとも5ヶ所の優先地区において、汚染物質（例えばN、P、BOD）の目に見える削減
- ◆少なくとも2ヶ所の優先的沿岸域及び河川流域において、栄養物管理に関する革新的な技術と有効な慣行の実現
- ◆水の利用と保持、汚染の軽減、廃棄物処理、更には革新的な政策、技術、慣行などに関する投資戦略と計画を少なくとも2ヶ所の優先的地域と河川流域について採択
- ◆包括的な水質監視及び報告システムを少なくとも2ヶ所の優先的沿岸域と河川流域で策定し、着手

監視、評価と報告 目標4：気候変動への適応のための措置を含んだ、3年ごとのICM計画の進展に関する報告

目標4では SDS-SEA と ICM 計画の実施に関する情報交流を行う体系的な活動が対象となる。沿岸域と海域の持続可能な開発と気候変動への適応に関する SDS-SEA と ICM 計画の進展と影響を国家レベルの上位の政策決定者や準国家レベルの地方の最高責任者に対して報告を行うための活動である。広い意味では、この管理項目の目標は全体的な利害関係者との交流を行うことであり、それによる公衆の認知を高め、複数分野の参加を強化し、科学的なデータと情報を評価と意思決定プロセスに生かすことである。

目標4には2つの側面がある。一方では、沿岸域と海洋の環境の諸条件と周囲の分水流域のエリアを測定し、ICM 実施により起こる変化と傾向を測定するための、科学的に健全な監視の計画を策定することである。他方では、情報を集約し、地方、国家及び国際的なレベルの持続可能な開発目標に関連のある影響、成果、傾向、などについて報告を行うための運営手段として、沿岸域状況（SOC）報告システムを地方政府が用いることである。

国家レベルの ICM の拡大計画の一環として、各々の ICM サイトはベースラインの SOC 報告書を作成し、それが複数の分野の利害関係者の参加を広く呼びかけるプロセスとなり、その地域の現状を認識することにつながる。地方政府が ICM のサイクルの進行を行うにしたがって、SOC 報告書は ICM の指導の結果としてのベースラインとなる条件の変化を定期的に報告し、注目を集める新たな問題点の検出を行う。これらの報告書は地方政府に提出され、ICM 計画のレビューと評価が行われ、ICM 計画の次のステージに向けての計画づくりに使用される。

ICM サイトが増えて、その地方の SOC レポートも数多く報告されるようになると、それらの成果は国家レベルの SOC に統合され、中央レベルの政策決定者に対して、国家レベルの ICM 拡大計画の現場に即した評価と国家の政策と目標の運営上の成功がもたらされる。

行動4.1 :
生態系とその「海嶺から
サンゴ礁」までの管理に
関する知識と理解を深め
るための総合的な環境監
視の実施

環境監視の実施により、生態系の生息条件の状況と傾向、管理活動の有無による結果、悪い変化と状況に対処するために必要な政策と管理の介入の必要性などの検出を行うことが出来る。現在の環境監視のやり方では、異なる監視計画を実施している様々な機関や団体が存在している。こうしたバラバラのやり方では、有効な解決策を生み出すために必要な包括的な現場評価を行うことが出来ない。多くの場合、活動が重複しており、資源の効率的な利用が出来ていない。

行動4.1では、ICM計画の策定と実施の推進による沿岸域と海洋の環境における環境監視能力の改善を中心とする。その活動は以下を伴う。

○ICMにおける現行の監視計画と能力の調査

○監視上の優先事項と指標の調査。その二つは相互に関連しており、地方政府とパートナーの能力に依存している

○異なる監視活動を総合的な複数の機関と分野を越えた環境監視計画に集約し統合。それによる環境の品質、資源と生息環境の条件そして人間の健康などの間の関連性の理解の向上

○真水と海水を上流と下流で監視するシステムなども含め、合意された計画を支援する協力関係と能力の構築

○利用可能な資源を以てコスト効率よく使用するための情報投資の共有

○定期的なリスク評価を行い、行政機関と意思決定者及び政策決定者への情報を高めていくための、データの処理と報告を行う仕組の採用

進展を示す指標

- ◆少なくとも2ヶ所の優先的河川流域において総合的な環境監視計画の策定と実施

行動4.2： 沿岸域状況報告システムの適用

行動4.2では、地方の最高責任者、政策決定者及び計画者が、沿岸域と海域の統制と管理に対するレビュー、評価及び投資を行うためにSOCを活用することが出来るような提案を行う。

進展を示す指標

気候変動への適応を含む3年毎のICM計画に関する進展レポートの作成に向けての進展を示す指標は以下の通り。

- ◆PEMSEAのSOC報告システムとIIMを採択し、国家レベルの拡大計画に集約（2011-2013）
- ◆ICM計画を実施する地方政府のためにSOCとIIMの策定と実施に関する訓練教材、ソフトウェア、ハードウェア、場合によるは、他の情報類を準備し、配布（2012-2016）
- ◆SOCとIIMの訓練のワークショップと技術支援を企画し、実行（2012-2013）
- ◆SOC報告も含む、情報の共有に関するICM計画を実施している地方政府の為に、定期的なICMフォーラムや同様のイベントを企画し、実行（2012-2016）
- ◆地方のSOCレポートと国家レベル、二国間及び多国間事業からの他の関連情報を使用して最初の国家レベルのSOCレポートを作成（2012-2016）
- ◆ICMサイト、沿岸海域、LMEs及び優先度の高い分水流域をカバーし、管理の介入の有効性と影響、パートナー国と地方政府の誓約事項などに関する科学的データや情報を提供することの出来る、国家及び準国家レベルの環境監視計画の策定を行い、SOC報告書に発表（2012-2016）

促進 目標5：能力開発と知識管理

能力開発と知識管理の要素は、公衆の認知と能力を高め、沿岸域と海洋の環境の持続可能な開発を支援する複数分野の参加を確立し、強化を行い、公的及び私的の分野から、沿岸域と海洋の生態系のサービスを保護し、維持するための投資の増強を促進させることを対象としている。非政府パートナー、学会、国際的組織、資金提供者、そしてビジネス界が地方、国家及び地域レベルでの SDS-SEA 実施計画に積極的に参加する機会を提供する活動が想定される。

ここから期待される成果としては、沿岸域と海洋の生態系のサービスと資源管理、更にはこれらの重要なサービスを保護し管理するための革新的政策、計画及び実践活動等に関する情報と知識を収集し、体系化し、普及を行う、地方、国家及び地域のネットワークを確立し、強化を行うことである。この行動計画は沿岸域と海洋の管理問題に関する情報の情報センター或いは集積拠点として機能する、地域により所有された知識基盤の組織を有し、地域の沿岸域と LMEs における海洋と沿岸域の資源の健康と抵抗性の改善のための優良事例と投資の促進を行う。その知識管理基盤は当地域と世界中で活動している国際的機関、計画及び活動との結節点となり、能力を強化し、相互の経験から学ぶ一つの方法として、国、地域、及び協会などの間での情報と知識の共有を促進する。

行動 5.1 :

認定を受けた ICM と特殊技能の訓練コース・課程の確立

持続可能な開発とブルーエコノミーを目指す ICM 拡大目標と進展を達成する誓約があったとしても、有能な沿岸域の政策立案者と管理者が配備され、沿岸域及び海洋の開発と管理を行うことの生態学的、社会経済的、政治的及び文化的複雑性に対応することが出来るということを確保するためには、かなりの決心が必要なのは明らかである。更に彼らは政策と管理の変更を促進し、交渉し、仲裁をし、実施を行う特別なスキルも必要となる。

何年もの間地域に中核的な専門家が配備されてきたが、需要と供給のギャップは未だに大きく、今後も更にその差は広がるものと思われる。これは、(SDS-SEA の目的、政策改革及び国家の運営による) 地域の国家における ICM の拡大に着手

することと密接に結びついている。

進展を示す指標

進展を示す指標は以下の通り。

◆SDS-SEA と ICM 実施計画、LME SAPs、及び他の活動計画の執行を行う協力的活動による、ICM と特殊技能訓練及び能力強化計画の策定と着手 (2012-2014)

◆PEMSEA が認定する ICM と特殊技能の訓練コースを策定し、普及させることによる、地域、準地域的な/LME 及び国家の ICM 訓練と能力強化計画に使用 (2012-2016)

◆大学との提携による沿岸域統制を行う人材能力開発を行う東アジア海域 ICM ポストグラデュエイト計画の確立 (2012-2014)

◆ICM プロフェッショナルの認定と証明システムの確立 (2012-2016)

行動 5.2 :

ICM 学習センター、国家及び地域の拠点センター及び教育機関が沿岸域及び海洋の管理に関する訓練と教育を行い、認知度を高めていく体制づくり

ICM 学習センターの目的は、PEMSEA の参加国が地方政府、NGOs 及び共同体メンバーに対する ICM 拡大適用を推進するための訓練と他の能力強化サービスを行うことを支援することである。2011 年の時点で地域の 7 つの大学に PEMSEA の ICM 学習センターが既に設置された。然し、全ての参加国で ICM の推進の遂行を成功させるには、更に多くの ICM 学習センターの追加が必要である。

ICM 学習センターの能力強化の為に、活動 5.2 では、ICM の訓練、実践、ツール、方法論に関する知識、経験及びスキルの更に広範な普及と移転を促進するために、ICM 学習センターのネットワークの利用を推進していく。また地域の拠点センター (RCoE) 計画を確立し、この活動では、地域の海洋と沿岸域管理の改善を行うために、戦略的重要性に精通した専門家を有する種々の機関の活動を活性化する。2011 年時点で、

1つのRCoEがPEMSEAの認定を受けた。それは香港の「海洋環境研究及び革新的技術(MERIT)センター」であり、海洋汚染の分野で高い評価を受けている。RCoEを評価の高い拠点センターとして位置付けることにより、PEMSEAはそのセンターの活動の持つ、地域における重要性、卓越性、及び関連性を高く評価している。こうした機関はRCoEとしての認定を受け、彼らの専門知識と技能をPEMSEA参加国と共有することに積極的な誓約を表明している。

進展を示す指標

PEMSEA、国家及び地方政府、準地域的な/LME計画、事業及び大学の協力的活動による成された進展を示す指標は以下の通り。

- ◆地域の中の少なくとも15の大学にICM学習センターを設置する

- ◆沿岸域管理のプロセス実践活動、ツールなどのICM実施に関する情報と知識の交換を促進するため、地域のICM学習センターと大学の間で機能的なICM学習のネットワークの導入を行う。その為に以下を行う。
 - 定期的な国際的、地域的及び国家レベルのフォーラム
 - スタッフ交流計画
 - 研修旅行/サイト訪問
 - トレーナーの訓練計画
 - トレーナーと訓練施設の認定

- ◆RCoEは、PEMSEAの認定を受けSDS-SEAの実施の推進の為に、脆弱性の評価、気候変動対策、災害リスク管理沿岸域と海洋の生態系サービスの保護、環境ビジネスなどの専門的課題の取り組みにおいて卓越した成果を示す

行動 5.3 : 国家の SDS-SEA 実施計画に対する知識管理のサポートを確立するため、行動 5.3 では沿岸域と海洋の管理と持続可能な開発に関する地域と世界の国々で得た教訓と成功例を収集し、検討し、編集して普及させる活動を行う。知識管理支援システムには 2 つの重要な目的がある。即ち、a) 政策立案と意思決定の為に入手可能な科学的情報、技術、プロセス、獲得された知識の利用を強化する、b) 生態系サービスを保護し、保持することに役立つ革新的な技術、ツール、実践活動、及び手順を拡大し、増殖させていくために、国家と地方政府、ビジネス界、企業分野、資金提供者、銀行及び投資家からの政治的な誓約と投資を増加させる。

生態系サービスの維持に関する科学的に見て健全な決定と投資を促進するための知識基盤と支援のネットワークの構築

行動 5.3 の具体的な目標は地域及び国家の所有する知識基盤を活かして以下を行うことである：生態系のサービスの保全のための投資を国家と地域の経済的開発政策、プロセスと計画に組み込むことの促進。地域の参加国による採択された持続可能な開発計画への連携の強化。投資事業を策定し、実施するための中央及び地方政府レベルの能力とサービスの向上。国内と外国の投資家、資金提供者、及び金融機関を結集した地方、国家及び準地域的な/LME レベルでの投資計画への取り組み。

進展を示す指標

行動 5.3 では政策立案者、地方の最高責任者、事業マネージャー、専門家、学会、投資家及びビジネス分野を結集させ、2016 年までに以下の要素の活動を通じて以下を行う。

- ◆地域レベルの ICM の e-ライブラリーと知識共有のポータルを設置すること。つまり、ICM と海洋と沿岸域の生態系のサービスを保全する投資に関する各国の間の対話を促進し、知識の交換と情報や方法論を改善するための地域と、国家が所有する知識基盤とポータルを確立し、地域と世界

における現存及び新規のネットワークに連結させる

- ◆革新的なツールと成功例：陸地と海域の計画の中で時間に制限のある優先的な目標と事業を国家及び地方政府の中期的開発及び投資計画に組み込むために、新しい革新的な方法を発見し、集約し、移転していくシステムの確立
- ◆実践と支援のサービスを行う共同体：国家と地方政府が、地域と世界に依存するスキルと経験と投資事業の策定及び実施を支援する、新しく、革新的なツールと実践活動を利用することを支援する機構の確立
- ◆EAS パートナiership理事会（以後、EAS 理事会と称す）、執行委員会、及び PRF に対して、SDS-SEA の目的と目標に関連する最新の傾向と問題点に関連する助言を与え、PEMSEA の技術的な成果を自主的に評価することを請け負い、PEMSEA の証明を受けるために執行委員会と EAS 理事会に提出される、規則、ガイド、技術標準及び成功例などの情報を盛り込んだ書類をレビューする、PEMSEA のエキスパート・アドバイザー・グループの確立
- ◆大学、科学的及び技術的協会、企業分野及び ICM と IRBCAM サイトとの連携を通じて、地域、国家及び地方レベルで ICM 計画の拡大を行う技術的支援ネットワークである、PEMSEA の地域的・タスク・フォース（RTF）とナショナル・タスク・フォース（NTF）の強化

地域における知識管理とネットワーキングの改善の結果がもたらされた進展を表示する重要な指標は以下の通り。

- ◆国家の政策立案者と地方の最高責任者との間の、地域の e-ネットワークを介しての相互協力と、統合された沿岸域と

海域管理の提唱による、2015年までに「PEMSEAの持続可能な開発のための地方政府のネットワーク」への加入者の100%増

- ◆国家及び地方レベルの政策決定者が、ICM、CCA/DRR、及びSAPs/NAPsの目標を少なくとも70%以上の参加国と10の地方政府の中期的な投資計画に組み込む
- ◆少なくとも5つの地方政府のICM計画の実施により、公的及び民間分野による沿岸域及び海洋の生態系サービスの保護と保全に対する投資の追加を鼓舞
- ◆優先的な分水流域、沿岸域及び海域における低酸素症、気候変動への脆弱性の問題、更には生態系の健康と生産性などの問題の出現に対する健全な政策と管理者の意思決定を支援するための、的を絞った研究

促進 目標6：持続可能性に配慮した資金調達

持続可能性に配慮した資金調達の要素は SDS-SEA と ICM 拡大計画達成を促進し、支援を行うための適切な資金調達の実現を行うことである。持続可能性に配慮した資金調達目標の主たる目的は以下の通り。

- 沿岸域と海洋の生態系サービスを維持するための安定した投資環境を確立し、協力を促進するための、革新的な国家政策、計画及び実践活動の採用と実施
- 環境投資への資金投下の促進
- 地方、国家及び地域レベルのブルーエコノミーの構築に向けたビジネス界と企業分野の役割の強化

行動 6.1： 沿岸域と海洋の資源が地域の国々の経済に重要な貢献を行っていることは広く認識されている (Tropical Coasts July 2009)。持続可能な海洋に基盤を置くブルーエコノミーに 然しながら、地方と国家の経済に対して沿岸及び海洋の生態系サービスがもたらす社会的、経済的恩恵は、やっと認識され始めたばかりである。また、生態学的な価値を政策立案者、地方の利害関係者及び投資家に、現実的な概念として受け入れさせることが難しいことに今後も変わりはない。

寄与する事業、科学技術、実践活動及びサービスへの公的及び民間分野の投資の増加

明白な価値を表現する手段がないため、公的及び民間分野の投資を促進する政策の立案と実施を政策立案者に納得させることが難しい。

行動 6.1 ではブルーエコノミーに対する投資を強化するために以下の対策を準備している。a) 地方レベルでの「ブルー」な市場を進行させる役割を果たしている生態系のサービスと潜在力の価値の数量化。b) 生態系のサービスとその市場価値の、例えば気候変動に対する共同体の抵抗力の構築、持続可能な代替的生計手段の創造、新しい収入獲得機会、技術と実践活動の創出、などの投資機会への変換。c) 地方レベルで持続可能な開発への制約条件を技術革新への機会へと転換を行

うことが可能であることを証明する企業の実例作りのための試行事業の実施。d) 革新的な政策、ツール、技術、実践活動、実証事業、他の関連事業、自主的活動等から得た教訓などを集約して推奨。e) 可能であれば、地方、国家及び国際的な利害関係者や投資家を結集するパートナーシップを結成し、実証事業を立ち上げることや、適正な実践例を再現し、拡大して事業を立ち上げ。行動 6.1 では以下のような多くの地域及び準地域的なレベルの取組との密接な協力により活動していく。例えば、「東アジアとその沿岸域における大規模海洋生態系の持続可能な開発に関するパートナーシップの拡大を行う地球環境ファシリティ／世界銀行の計画」「政府間協定と触媒となる資源による東アジア海域における汚染の抑制と海洋資源の劣化の復元に関する地球環境ファシリティ／国連開発計画計画」、The YSLME SAP 、The CTI 地域活動計画、地域と世界の他の投資事業。

進展を示す指標

PEMSEA、地球環境ファシリティ、世界銀行、UNDP、国家及び地方政府と他のパートナーなどの協力的な活動による2016年までにもたらされる進展を示す指標は以下の通り。

- ◆持続可能な生態系のサービスと「ブルー」企業に対する革新的な政策、施策および投資に対し、経済と共同体の脆弱な分野に対して気候変動への抵抗力を強化するために、ICM サイトと準地域的な海域／LMEs において少なくとも5つの示威的事業の立ち上げ
- ◆地域の知識管理基盤による得られた経験、革新的政策及び成功例の集約と普及
- ◆地域における少なくとも2ヶ国で、成功例の再現と拡大
- ◆投資の進行と拡大を支援するための、国家と地方政府及び企業分野/ビジネス界などの官民合同の連携の結成

行動 6.2 :

計画の達成に必要な資金と能力の欠如に対処する為の寄贈者、国内及び外国の投資家やその他の資金源の活用

SDS-SEA は、国家と地方政府、地域と準地域的なレベルの組織、国連機関、資金提供者、国内・外の投資家等の間に革新的なパートナーシップが生まれる機会を与える。行動 6.2 の課題は、政府パートナー、非政府パートナー、政府機関、政府の各レベル、そして他の地域の組織、計画及びプロジェクト等間の協力的計画を行い、相互協力の改善を行うことにより、重複を軽減し、計画の不足点を検出し、能力開発、知識管理、国家とパートナーの優先的目標を達成する為の具体的な措置の為に必要な資源と支援を活用、することである。

進展を示す指標

PEMSEA、国家及び地方政府、地域の組織計画と事業、そしてパートナーの協力的な活動を通して、2016 年までに行われる進展を示す指標は以下の通り。

- ◆SDS-SEA、LME SAPs 或いは他の関連活動計画を支援する国家の資金の調達が行われていないか、或いは資金の不足している優先的事業、能力開発要求事項、知識管理の自主的活動のポートフォリオの作成と定期的更新
- ◆国家及び地方政府と他の利害関係者との協力による資金提供者と投資家の関心事項に直結する事業の提案の策定と促進
- ◆事業の実施に対する資金提供者の関心を喚起する、資金提供者/投資家の円卓会議の企画と実施

PEMSEA、国家及び地方政府とパートナーの協力的活動による、2016 年までに行われる現場の管理への介入に関する進展を示す指標は以下の通り。

- ◆SDS-SEA のポートフォリオの中の資金調達が行われていないか、或いは資金の不足している事業と自主的活動における協力の機会を共有し、促進するための e ベースのバーチャルなパートナーシップのネットワークの確立
- ◆可能ならば、企業分野/ビジネス分野を、地方政府と沿岸域

共同体のパートナーとして持続可能な開発事業計画に巻き込み、海洋のブルーエコノミーの構築に従事させるための、国家及び/又は地域レベルでの CSR ネットワークの着手

◆企業とビジネス界が少なくとも 10 の ICM サイトと少なくとも 1 つの LME において地方政府のパートナーとして協力

◆能力強化と知識管理ネットワークによる、事業の成功例、そして拡大と再現及び普及の機会に関する事例研究の集約

行動 6.3 :

*積極的な行動への転換を
推進する革新的な財務・
経済的手法及び他の促進
策の利用の実証と反復*

東アジア海域において様々な財務的及び経済的手法が異なるレベルで実験され、実施されてきた。この活動の目的はそうした手法を海洋のブルーエコノミーの持続的開発の資源需要を満たすために利用を促進する事である。現在までのところ成功例は乏しい。こうした手法の成功の重要なカギは、それが地方の共同体の要求に合致するものかどうかである。

進展を示す指標

PEMSEA、国家及び地方政府、地域の組織、計画、プロジェクト及びそのパートナーの協力的活動による、2016 年までに行われる進展を示す指標は以下の通り。

◆革新的な経済的及び投資の機構（例えば回転基金制度、PPP、PES、カーボンクレジット）が少なくとも 4 ヶ国のパートナー国において、国家及び地方政府が沿岸域及び海洋の生態系サービスの保護と管理を保全しその拡大を行い、ブルーエコノミーの構築を行うことを支援する為の実験と実施

附属書A
SDS-SEA 実施計画予定表 (2012～16)

目標 1：地域的管理の仕組		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
1.1 PEMSEA の自立的な地域協力機関への移行の完成	<p>1.1.1 PEMSEA に対しフィリピンにおいて任務の遂行及び目的の達成に必要な特権免除を付与するフィリピン政府及び PEMSEA 間で署名された本部協定</p> <p>1.1.2 時間制限を伴い、かつ、PEMSEA パートナー及び協力者間の共同計画策定、実施、報告及び改訂制度を伴う 5 年間の SDS-SEA 地域実施計画の採択及び始動</p>						<p>フィリピン政府による本部協定の同意</p> <p>フィリピン政府、PRF</p>
	<p>1.1.3 管理規則、持続可能な資金調達計画、情報／知見共有計画及び PEMSEA 事務局 (PRF) 再編計画を含む国家が所有する地域機構としての PEMSEA の効率性、柔軟性及び実効性を強化する措置の採択及び実行</p> <p>1.1.4 PEMSEA の根幹を成す運営、連携、行政、事務局及び資金調達実施促進のための PEMSEA 政府パートナー及び非政府パートナーからの任意の資金調達及び現物出資取極</p>						<p>PEMSEA 政府パートナー、PEMSEA 非政府パートナー及びその他東アジア地域で沿岸域及び海洋の問題を扱う機構／事業が参加する共同計画の策定を通じた SDS-SEA 地域実施計画の準備。EAS パートナーシップ会議による SDS-SEA 実施計画の採択。定期的な実施計画の再検討、整備及び改訂。</p> <p>PRF、EAS パートナーシップ会議；PEMSEA パートナー</p> <p>計画の準備及び採択。計画始動及び EAS パートナーシップ会議に対する定期的な進捗状況の報告</p> <p>PRF、EAS パートナーシップ会議</p>
							<p>PEMSEA パートナーと共同での任意の資金調達及び現物出資協定の進展。EAS パートナーシップ会議による任意協定の採択。</p> <p>PRF、PEMSEA、EAS パートナーシップ会議</p>

目標 1：地域的管理の仕組		所見					
行動	進捗指標	2012	2013	2014	2015	2016	
	<p>1.1.5 戦略的行動計画 (SAPs) 及びその他の大規模海洋生態系 (LME) や準地域的な海域 (例：黄海及びアラフラテイモール海並びに中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPCFC)) に関する努力を、沿岸域及び海洋の管理を改善し、沿岸域及び海洋管理を改善し、かつ、利害関係者間の人的財務的資源を活用するための共通基盤として整理し提携するための、PEMSEA 及びその他の地域的及び準地域的/大規模海洋生態系 (LME) 管理機構間のパートナーシップ協定</p> <p>1.1.6 PEMSEA 及び SDS-SEA を実施する国家に対する技術支援及び援助を維持するための革新的資金調達制度の展開及び導入</p>						<p>黄海大規模海洋生態系 (YSLME)、アラフラテイモール海 (ATS)、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPCFC)、東アジア海域調整機関 (COBSEA)、スルベス海、コーラル・トライアングル・イニシアティブ (CTI) 及びその他潜在的パートナーを含む準地域的/大規模海洋生態系 (LME) 管理機構と協力してのパートナーシップ協定の展開。EAS パートナーシップ会議による協力協定への同意</p> <p>PRF、PEMSEA パートナー、協力機関、EAS パートナーシップ会議</p>
							<p>国家パートナー、GEF、UNDP、世界銀行及びその他の準地域的/大規模海洋生態系 (LME) 事業及び計画と共同での SDS-SEA 実施 (PRF) への投資に対するプログラムに基づいた手法の展開。ICM 拡大 (PRF) を含む、地方、国家及び地域レベルでの SDS-SEA 関連事業及び目標を支える PEMSEA の成果、サービスキ会の活性化。パートナーシップ構築のための基盤及び機構としての SDS-SEA 及び PEMSEA を推進し、提唱するための地域的知識共有基盤の展開及び実施。</p> <p>PRF、EAS パートナーシップ会議</p>

目標1：地域的管理の仕組		進捗指標						所見
行動		2012	2013	2014	2015	2016		
	1.1.7 国家レベルの SDS-SEA 実施計画支援促進のための旗艦事業のポートフォリオの作成、及び、国内外の投資家及び資金提供者間の協調融資協定を通じた促進						国家パートナーと共同で旗艦事業のポートフォリオを作成 (PRF)。ポートフォリオ事業においては、訓練教育、技術援助、ブルー・アジェンダ及びブラウン・アジェンダの下での協調融資を含む国家レベルの SDS-SEA/ICM 実施計画の達成強化、海洋に基盤を置くブルー・エコノミーの構築、及び、気候変動やその他の天災及び人災に脆弱な沿岸域共同体及び資源の減少、に主眼を置く。 旗艦事業の GEF 及び地域的国家的レベルにおけるその他資金提供者の計画や事業への統合。 PRF、国家パートナー、世界銀行、UNDP、その他資金提供者、産業界	
	1.1.8 パートナーとして PEMSEA のビジョン、任務及び目標を共有する東アジア地域のあらゆる国々及び組織の、PEMSEA パートナーへの拡大						プロモーション資料/キャンペーンの準備 (PRF)。国家、準地域的、地域レベルでの広報キャンペーンの運営。 PRF、国家パートナー及び非国家パートナー、PNLG	

目標 2：国家管理		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
2.1 機関間及び複数の利害関係者間の調整メカニズムの制度化、並びに、SDS-SEA の目的及び目標の国家及び準国家による中期開発・投資計画への統合を通じた、沿岸域及び海洋に関する国家政策の達成	2.1.1 70%の加盟国における沿岸域及び海洋管理に関する国家政策の採択及び実施						地域的・国際的な革新的海洋政策及び計画の評価、及び、これらの政策等が、海洋に基盤を置くブルー・エコノミーを構築しつつ、国際条約及び国際協定、リオ+20 成果及び社会的・経済的・生態学的変化及び最新傾向の下での約束の組入れを行っているヶ国家レベル協議/討議の実施、沿岸域及び海洋に関する国家政策/戦略の達成/採択。 カンボジア、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、東ティモール及びベトナム
	2.1.2 持続可能な開発目的及び目標への寄与や海洋に基盤を置くブルー・エコノミー構築に資する沿岸域及び海洋の管理運営に関する国内法の準備及び制定						地域的・国際的な革新的な沿岸域及び海洋に関する法の評価。海洋に基盤を置くブルー・エコノミー開発のための国家の政策及び戦略に関連する既存の法規則の欠缺及び重複の識別。国家協議の実施。政策立案者及び一般大衆の間の沿岸域及び海洋の重要性に関する認知の高揚。沿岸域及び海洋に関する国内法の起草制定や現行法の強化。 中国、インドネシア、フィリピン、タイ
	2.1.3 持続可能な開発、気候変動適応及び防災措置の国家レベル及び地方レベルでの陸域海域利用計画手順への統合を含む陸地海域利用に関する国内法の準備及び制定						地域的・国際的な立法及び成功例の評価。気候変動、防災及び食料安全保障、持続可能な開発に関する国家政策・戦略並びにブルー・エコノミーの構築を含む、沿岸域及び海域区分に関する既存の法規則の問題点、欠缺及び重複の識別。国家協議の実施。政策立案者及び一般大衆の間の沿岸域及び海洋の重要性に関する認知の高揚。陸域及び海域利用に関する国内法の起草及び制定。 カンボジア、中国、ラオス、フィリピン、タイ

目標2：国家管理		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
	2.1.4 沿岸域及び海洋の政策や管理に関する問題を監督調整するための、国家レベルの機関相互・多部門調整機構の創設及び運営						既存の機構強化及び新規の機構の設立を含む選択肢の再検討及び評価。国家協議の計画及び実施。SDS-SEA/ICM 実施のための国家機関相互の調整機構の制度化。 中国、インドネシア、フィリピン、タイ、東ティモール、バトナム
	2.1.5 PEMSEA 国家パートナーにおける中期 SDS-SEA/ICM 国家実施計画の採択及び発動						関連政府機関、政府の各レベル、組織、部門及び可能であれば一般大衆も参加する、時限付目標及び行程を含む SDS-SEA/ICM の中期実施計画の準備及び採択のための、共同計画の作成及び実施。SDS-SEA/ICM 国家実施計画の採択及び発動。 国家パートナー、PRF
	2.1.6 SDS-SEA/ICM 国家実施計画の目的、目標及び行動の、各加盟国の中期社会経済開発実施計画への組入れ						SDS-SEA/ICM の目的、目標及び行動の、持続可能な開発及びブルー・エコノミー構築を推進する中期開発計画・戦略への組入れ 国家パートナー
	2.1.7 SDS-SEA/ICM 国家実施に関する進捗状況、成果及び努力目標を確認するための監視報告制度の開発及び実施						SDS-SEA/ICM 実施計画の実施に際しての政策、立法、制度的取極及び管理プロセスの実効性、及び、持続可能な開発目標及び海洋に基盤を置くブルー・エコノミー開発に関する利点を検討する評価プロセスの展開 国家パートナー、PRF
	2.1.8 沿岸域及び海洋の持続可能な開発に関する国際条約及び国際協定の批准・履行、及び、これに引続く、既存の規則と関連文書を発展あるいは調和させる行為						関連文書の批准及び履行 フィリピン：IMO 条約 タイ：UNCLOS (海洋政策研究財団注：2011年5月15日批准済) 及びIMO 条約

目標3：ICM 拡大		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
3.1 地方政府の能力の最大化	3.1.1 ICM 展開及び実施に際して地方政府を導き助言する国家レベルの政策、立法及び計画の採択及び実施						統合的沿岸域管理(ICM)及び他の管理機構、そしてできれば、海洋保護エリア/保護エリア(MPA/PA)、統合的水資源管理(IWRM)、統合的河川流域及び沿岸域管理(IRBCAM)、陸地及び海域利用計画/海洋空間計画(MSP)などを含む国家レベルの規則の策定強化及び採択、制度的機構/取り決め、国家と準国家の機関と組織の役割と責任、紛争解決、能力強化と奨励策、更には監視、評価、報告要求事項を含む、国家と地方レベルの法令/規則の効果的実施のための手続きと指針の策定
	3.1.2 ICM 計画の実施を監視し、ガイドする国家及び準国家レベルの調整機構の設立と強化						北朝鮮、ラオス、フィリピン、タイ 国家レベルの ICM 計画の調整とガイドを行う国家の機関相互の機能的機構の策定。ICM 計画を現場で計画し、調整し、実施を行う、準国家レベル(州、省、市、町村)の機関相互の、複数分野の調整機構の確立 パートナー国家
	3.1.3 ICM 計画の策定、管理と実施を行う為の、国家と準国家レベルの中核的な有能な管理者と実施者を養成する教育と訓練計画の策定と利用の推進						国家レベルの能力強化戦略と計画の策定と実施。ICM 計画の策定と実施の問題点/優先事項(例えば、訓練、教育、知識管理、統合環境監視、データの共有、認知の高揚など)に重点を置いた、国家レベルの能力強化計画の確立。ICM 拡大の為に短期的及び中期的なニーズを含む能力ニーズ評価システムの確立。国家レベルの計画の着手 PRF、パートナー国家

目標3：ICM 拡大		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
	3.1.4 国家のICM 政策規則及び計画を地方政府の開発及び投資計画に組み込むために必要な人的及び財務資源の動員						国家レベルのICM 能力強化計画を発動するための、トレーナー、教育者、境界、そして又は計画の中核グループの任命と養成、訓練の質を維持し、新しい情報、事例研究及び成功例を移転し、地域におけるトレーナー/教育者、科学者、及び技術指導者の間の連携を深める。トレーナー/教育者の専門的強化訓練を行う組織、リーダーシップセミナー、研修旅行、地方のリーダー、政策決定者と立案者を対象とした研修等を通して、ICM の学習経験を共有させる地方政府同士の交流を組織し、実行する
	3.1.5 ICM 計画の進展と影響を評価し、ICM サイトでの計画の改善を行わせるために意思決定者に情報の提供を行う、系統的な手法としての沿岸域管理(SOC)報告システムの実施						PRF、パートナー国 気候変動対策を含む ICM 計画の策定と実施に関する情報を収集し、編集し、分析し、報告を行う適切なツールとして SOC 報告システム及び統合的情報管理システム(IIMS)の評価/実施、国家のICM 計画に関する明確なベンチマークと指標を記録する SOC 報告システムの精査と採択、SOC/IIMS 訓練計画と、地方政府の定期的な SOC レポートの作成の指針と技術支援の策定と実施、ICM の進展を報告し、SOC レポートの提示を行う機会として、地方政府を対象とする定期的な ICM フォーラムや同様のイベントの企画と実行。地方政府の SOC レポートを集約して国家レベルの SDS-SEA/ICM 報告書に組み込む
	3.1.6 海洋と沿岸域の資源の管理と持続的開発を強化し、地方レベルの海洋のブルーエコノミーから生じる社会的、生態学的及び経済的恩恵を造り出す、地方政府の活動を評価し、尊重する施策として、地域の ICM 計画の50%にPEMSEA のICM コードと識別システムの適用と拡大を行う						PRF、パートナー国 地方政府(PRf、中国(Dongying)、フィリピン(Bataan)、ベトナム(Danang))との協力による3ヶ所のICM サイトでICM コードと識別システムの実演を行う。EAS パートナーシップ会議に承認と証明を求めるために最終的な文書を提出する。PNLG との協力による訓練計画、指針マニュアル、技術指導及び監査も含む、コードと識別システムの初公開 PRF、PNLG、中国(Dongying)、フィリピン(Bataan)、ベトナム(Danang)

目標3：ICM 拡大		所見					
行動	進捗指標	2012	2013	2014	2015	2016	
3.2. ICM 計画を通じた脆弱な沿岸域における気候変動適応 (CCA) 及び災害リスク減少 (DDR) 措置の実現	3.2.1 少なくとも参加国の70%において、気候変動による災害に対する沿岸域の共同体の脆弱性を軽減し、沿岸域及び海洋の資源の抵抗力を高めるため、気候スマート政策戦略、及び規則の採択と国家レベル及び国レベルで取り組む						
	3.2.2 極めて脆弱な沿岸域及び分水流域、沿岸共同体、資源及び生息環境、更には貧者と婦女子を含む社会の脆弱な分野を特定して、気候変動に対応する彼らの対応能力の強化						

地域と世界での規則と成功例の調査と評価を行う。海面上昇、深刻な暴風雨災害、洪水、干ばつ、災害リスクの軽減、食糧の確保、国家レベルの政策と戦略に対する適切な配慮を行う、国家及び国レベルでの、分水流域、沿岸域及び海域管理に関する計画の策定、推進及びゾーニングに関連する、現行の国家の法律/規則に内在する問題点、ギャップ、重複の事例の検出を行うこと。国家レベルの協議を行う。政策立案者と一般公衆の間における、気候変動及び他の天災と人災に関する認知を高める。災害リスクの軽減(DDR)、と気候変動対策(CCA)措置を陸地及び海域利用計画のプロセスに統合を行う、陸地及び海域利用のゾーニングに関する国家レベルの規則/指針を策定する。政策、戦略及び規則の草案作りと採択

カンボジア、北朝鮮、中国、インドネシア、ラオス、フィリピン、タイ、東ティモール

各国における気候変動に影響を受けやすい、脆弱なエリアと分野を特定すること。その影響の変化、傾向の監視と評価を行う。国家機関の計画と地方政府の応答計画を極度に脆弱な地域にて、連結させ、早期警戒システム、災害予測地図システム、共同体の抵抗力、非常事態対応、緊急事態対応能力等を含む。国家レベルの DRR/CCA 計画を採択し、着手する。マスメディア、ソーシャルネットワーク及び他の革新的な通信システムを使って、天災と人災に備えることの必要性と有益性について、地方の共同体と政府機関の認知を高める。気候変動対策、抵抗力の向上、沿岸域共同体、海洋と沿岸域の資源と海洋の経済分野と安全性と確保等に関する基準、指針及び成功例の確立

カンボジア、中国、北朝鮮、インドネシア、ラオス、フィリピン、タイ、東ティモール、ベトナム

目標3: ICM 拡大		所見
行動	進捗指標	
	3.2.3 陸地と海域利用計画とゾーニングに関する国家レベルの規則指針の策定と採択、更には DRR/CCA の措置を準国家レベルの陸地及び海域利用計画プロセスに組み込む	<p>国家機関の計画と地方政府の応答計画を連結させ早期警戒システム、共同体の抵抗力、緊急事態の備えと緊急事態対応能力等を含む国家レベルの DRR/CCA 計画を策定し、採択し、着手する。陸地と海域のゾーニングに関する指針の策定と、災害リスクの軽減(DRR)及び気候変動対策(CCA)措置を地方レベルの陸地及び海域の利用計画プロセスに組み込む。DRR/CCA の統合による陸地を海域の利用計画を策定する為に、地方政府に対する訓練、技術支援の提供</p> <p>カンボジア、インドネシア、ラオス、フィリピン、タイ、東ティモール</p>
	3.2.4 各国で少なくとも1つの ICM サイト/準地域的な海域において、1)サンゴ礁、藻場、沿岸域の湿地帯とマングローブなどの生息環境の復元と管理の計画の実施、2)分水流域、沿岸域及び海洋の生態系の気候変動に対する自然の防御力を高め、関連する生息環境の炭素の隔離能力を高めるため、できれば科学的に健全な情報に基づいた海洋保護エリアの評価	<p>高潮、海岸浸食、海水浸入からの沿岸域保護の観点から、生息環境のサービスの調節と保護を評価すること。炭素隔離と「市場」性の観点からの自然の保護と他の有益性としての価値を最大化する復元/回復策の評価。気候変動対策と災害リスクの軽減対策等を統合する陸地と海域利用のゾーニング計画、も含めた、自然の保護に貢献する生態系サービスの有効性と持続可能性を最大化する示威的事業の実施。学んだ教訓成功例の文書化</p> <p>PRF、パートナー国、東アジアにおけるサンゴ礁の生態系サービス保全に関する GEF/世界銀行事業</p>

目標3：ICM 拡大		所見	2016	2015	2014	2013	2012
行動	進捗指標						
	3.2.5 極度に脆弱な沿岸域、沿岸海域大規模海洋生態系 (LME) における、1)油流出の備えと対応策と2)天災・人災と災害への備えと、対応及び回復、も含めた、災害リスク管理計画の策定と実施	海洋汚染の発生源から海洋及び沿岸域環境を保護し、航行の安全を行うための航海地図の更新。油と化学品の流出時にリスクが高まるエリアを検出する為に、環境センシティブ地域地図の作成。油流出に対するリスクのあるエリアにおける沿岸域及び海洋の資源とサービスの経済的な査定を行う。気候変動対策とサービスク軽減対策を統合した陸地と海域の利用ゾーニング計画を作成する。地方の非常事態対応不測事態対応計画と国家計画との連絡を実施する。異常気候現象、高潮、有害な algal blooms などに対する国と地方のネットワークを連結した早期警戒及び予測システムの策定と、実施。避難計画と演習を含む地方の共同体に対する訓練/演習の実施					
	3.2.6 気候変動及び他の天災と人災に対応を行うための ICM 計画及びその有益性に関する適切な対話/知識共有に関する出版物とイベントを策定する為に、関連の国家機関の間の調整を行い、これらの活動を公式及び非公式の教育機関に適用	PRF、パートナー国、カンボジア、タイ、ベトナム、タイの沿岸におけるセンシティブティマッピングに関する Yeosu 事業、他の協力組織					
	3.2.7 天災と人災による被害に対する対応策、備え、応答、回復及び補償を支援する為に民間分野も含めた新しい資金源の策定	要素 5：知識共有を参照 要素 6：持続可能な財務運営を参照					

目標3：ICM 拡大		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
	3.2.8 リスク管理計画と実施可能な早期警戒システムの策定と採択による、天災と人災に対応を行うことの出来る、脆弱な沿岸域の、共同体の割合を高める						ICMの枠組とプロセスに基づいて、沿岸域及び海洋の生態系の抵抗性と天然の防御の向上を行う為に優先的地域における生態環境の復元と管理を企画し、実行する。気候変動の影響に対する沿岸域及び海洋の生態系の自然界の防御機能を高め、関連の生態環境の炭素隔離能力を高めるために、必要な場合に備えて、海洋保護エリアを確立する。家屋の気候変動対策による補強、工事、防風林の構築、及び沿岸浸食の軽減を行う為の対策の策定と、できれば厳格な技術的実演事業による、CCAとDRRに関する知識と能力を高める。脆弱な共同体における国家レベルのシステムに連絡した早期警戒システムを確立する。沿岸域の環境センシティブティ・インデックス・マップを作成し、油化学品の流出の際の優先的な保護エリアの特定。主要な災害に対する非常事態対応計画の策定と実施。コスト負担ベースで(ボート、セルタワー・信号機器等の)基本的な設備を地方政府と家庭に提供。 インドネシア ：バリ、スカブミ、ジャカルタ及び地区7、13、8 フィリピン ：フィリピン中部の地方開発に関するGEF/世界銀行事業 タイ ：チョンブリー 東ティモール ：サンゴ礁三角地帯、国家活動計画 PSHEMコードの適用を含むICMサイトでの対応管理/災害リスク軽減措置の実施 PRF、パートナー国家、ICMを実施する地方政府、港湾当局
	3.2.9 気候変動の影響を軽減し、油流出対応の改善及び沿岸安全対策(即ち、PSHEMコードの採択と実施)を行う為に、少なくとも10ヶ所のサイトで対応的管理/災害リスク軽減措置の実施						

目標3：ICM 拡大		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
3.3 生物多様性と漁業のホットスポットにおいて沿岸域及び海洋の生態系のサービスの持続可能な利用をICM 計画に統合	3.3.1 重要な生物化学的多様性と自然の価値を持つ沿岸域と海洋のエリアを地方国家及び準地域的な範囲で検出						海洋及び沿岸域の生息環境とエリアのレビュー、評価、見積もりを行い、保護と復元の優先事項を特定すること。保護ゾーン、開発・干拓禁止ゾーンなどの優先的なゾーンの検出。復元の優先的な地点の特定。指定された優先的なエリアの保護と復元に関する中央政府と地方政府の役割の調整。生息環境の管理と復元の責任を負う地方政府共同体に対する研修と技術支援 中国、北朝鮮、インドネシア、フィリピン、タイ、東ティモール
	3.3.2 準地域的なICM 計画との集約を行う優先的地点の検出とNBSAPsの策定/更新						湾岸、加工、島及び砂丘などの前浜の開発と陸地干拓の制限に関する国の政策を策定 中国
	3.3.3 生物多様性の天然の価値を考慮し、その使用と変更に関する制限事項の特定を行うにつつ、沿岸域及び海洋の開発/沿岸域干拓事業に関する国家の政策と戦略の策定と採択						優先的な地点における生息環境と漁業の保護と管理を行う為の地方政府、共同体共同体のグループ及びビジネス分野間の連携を推進。保護地区の管理の有効性を保持し、高めるために(例えば生態系サービスの対する支払、ブルーカーボン、エコツアーリズム等の)、新しい革新的な経済モデルの特定と利用。新しい経済モデル連携を策定し、実験を行う示滅的事業の確立 中国、インドネシア、フィリピン、タイ、東ティモール、ベトナム
	3.3.4 優先的地点における生息環境、漁場、そして/又は希少で絶滅危惧種の保護を行う為の政府と非政府分野をまたがる協力関係の推進						
	3.3.5 重要なサイト、生息環境及び漁業資源の開発、乱用、或いは滅絶的な使用を制限する措置を準国家レベルで陸地と海域利用計画プロセスに統合する為、陸地と海域利用計画とゾーニングに関する国家レベルの規則と指針の策定と採択						陸地と海域利用ゾーニングと重要な生物多様性エリア、生息環境、漁業などの保護と持続可能性に関する国家レベルの規則と指針の策定と実施。地方レベルのゾーニング規則と指針の実施 インドネシア、フィリピン、タイ
	3.3.6 ゾーニング制度/海洋空間計画(PAs/MPAs、EAFM、IRBCAM)及び他の管理プロセスを有する沿岸域及び分水流域と大規模海洋生態系(LME) sの割合を増やし、海岸線の20%をカバーする目標を達成する拡大ICMに寄与						各国の5年のSDS-SEA/ICM 実施計画に、地域の20%で達成を行う為のICMの拡大とIRBCAM 計画を組み込むことを各国が誓約を行うこと。各国の実施計画の採択と着手 中国、インドネシア、フィリピン、タイ

目標3：ICM 拡大		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
	3.3.7 変質した危機的な生息環境の復元と気候変動に対する沿岸域及び海洋の生態系の抵抗力を高めるために、少なくとも10ヶ所のICMサイトと1つの沿岸域大規模海洋生態系(LME)において生息環境の復元と管理計画の策定と着手						少なくとも各国で1つの優先的地点において、ICM計画の枠組の範囲内での生息環境復元管理計画の作成と着手。ベースラインの条件の監視と評価 パートナー国家、黄海大規模海洋生態系 (LME)
	3.3.8 生態系管理の手法による、公正で持続可能な漁業と魚類の保全を行う為に、少なくとも10ヶ所のICMサイト1つの沿岸域大規模海洋生態系(LME)における持続可能な漁業の管理計画の策定と着手						沿岸域エリア漁場におけるICMEAFMに従って、持続可能な漁業管理と保全計画の策定と実施。漁業に対する要求圧力を軽減し、漁民の生計の改善を行う為に、代替的補助的生計計画の実施 中国、韓国：黄海大規模海洋生態系 (LME) SAP の実施 インドネシア：トミニ湾、北方ジャワ、アラフラ海 フィリピン： 東ティモール：Liquica, Bobonaro dan, Mamatuto ベトナム：持続可能な開発(7州を含む)のための沿岸域資源に関するGEF/世界銀行の事業
	3.3.9 生物多様性ホットスポットと気候変動に対してリスクのある地域を含む、少なくとも10の沿岸海域と分水流域において、マングローブ、サンゴ礁、海藻及び他の生息環境等の生息環境(例えばブルーフォレスト)の健康及び抵抗力の顕著な改善の広範な実現						ブルーフオレストなどの健康な抵抗力のある生息環境の生育する地域を拡大させることを各国が誓約すること 中国、インドネシア、フィリピン、タイ、東ティモール
	3.3.10 少なくとも1つの沿岸海域大規模海洋生態系(LME)において活動する海洋保護区の地域のネットワークを生かして10ヶ所のICMサイトで有効に機能する海洋保護区の強化と、その有効性と有益性に顕著な改善の実現						海洋保護区と海洋保護区ネットワークの管理の有効性を向上させることを各国が誓約すること カンボジア、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、東ティモール、ベトナム
	3.3.11 少なくとも2ヶ所の危機にさらされたICMサイトの漁業、沿岸地域と大規模海洋生態系(LME)sにおける、乱開発と魚類の乱獲件数の抑制						乱開発と魚類の乱獲の数を減らすことを各国が誓約すること 中国及び韓国：黄海大規模海洋生態系 (LME) SAP インドネシア：トミニ一湾、北方ジャワ、アラフラ海 フィリピン：

目標3：ICM 拡大		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
3.4 優先的な沿岸域及び流域圏におけるICM計画による、水供給の保全・管理、汚染軽減と廃棄物管理の改善	<p>3.4.1 生態系の完全性、公衆の健康と脆弱性に対応するための、統合された河川流域と沿岸域管理の鍵となる、優先的な沿岸域と河川流域の検出</p> <p>3.4.2 統合された水資源の開発と管理を推進する国家の政策、規則、及び計画の策定と採択(関連する場合)</p> <p>3.4.3 統合された水質管理の優先事項を国家及び準国家レベルの社会経済的開発計画と投資計画に組み込む</p> <p>3.4.4 優先的な沿岸域と分水流域に対する、統合された河川流域と沿岸域管理(IRBCAM)計画の策定と採択を行い、それによる水質、水の供給、水の利用、栄養物管理及び汚染軽減廃棄物処理に対応</p> <p>3.4.5 優先的な分水流域と沿岸域における、国家及び地方レベルの機能的 IRBCAM の調整機構の確立</p>						<p>生態系の健全性と汚染抑制と管理に特に重点を置いた、生態系手法に基づく、陸地と海域の管理の調整を主とする、統合された河川流域と沿岸域管理計画の実施を行う為の、優先的河川流域及び沿岸海域の選択</p> <p>中国、北朝鮮、ラオス、インドネシア、フィリピン、タイ</p> <p>統合された水資源管理に関する国家の政策規則の策定/強化及び選択</p> <p>ラオス</p> <p>優先的な分水流域と沿岸域の統合された水資源管理に関する、目的、時間の制約のある目標、及び投資計画を策定し、国家及び準国家開発計画と投資計画に組み込むこと</p> <p>中国、北朝鮮、ラオス、インドネシア、フィリピン</p> <p>汚染軽減の為の投資に重点を置いた IRBCAM 計画又は同様の活動計画の策定と選択</p> <p>中国: Blue Bohai Sea Action Plan (Daling River; Xiaqinghe River; Luanhe River; Haihe River; Guanglei River); Xiamen (Jiulong River)</p> <p>北朝鮮: Taedong River, Aprop River</p> <p>インドネシア: Cilung River, Citarum River</p> <p>ラオス:</p> <p>フィリピン: Manila Bay-Pasig River-Laguna Lake</p> <p>IRBCAM の調整機構の構築と強化</p> <p>中国: 厦門 (Jiulong River)</p> <p>北朝鮮: Niampho, Taedong River, Aprop River</p> <p>インドネシア: Cilung River, Citarum River</p> <p>ラオス:</p> <p>フィリピン: マニラ湾</p>

目標3：ICM 拡大		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
	3.4.6 水質劣化と生態系サービスの喪失の危険がある少なくとも5ヶ所の優先的河川流域と沿岸域において汚染物質(N,P;BOD などの)の顕著な軽減						管理の介入によるなされた汚染軽減目標とレベルを特定するために、優先的な分水流域と沿岸域における監視の策定と実施 中国：Blue Bohai Sea Action Plan (Daling River; Xiaoqinghe River; Luanhe River; Haihe River; Guanglihe River); Xiamen (Jiulong River) インドネシア：Ciliwung River; Citarum River フィリピン：Pasig River
	3.4.7 少なくとも2ヶ所の優先的沿岸域/河川流域において、栄養物管理の革新的な技術と成功例の実証						汚染抑制と管理に関する革新的な技術と成功例の策定と実施 GEF/世界銀行計画枠組 (マニラ湾の統合的水質管理事業、広東省農業汚染抑制事業) GEF/UNEP 栄養物管理に関する世界的事業 (Laguna 湖とマニラ湾の示滅的事業)
	3.4.8 少なくとも2ヶ所の優先的沿岸域及び河川流域において水の使用と保全措置の成功例の実演を行う						水の管理に関する成功例の実証 中国：廈門 (Jiulong River Basin Management Project) インドネシア (16 River Basins-Daerah Aliran Sungai)

目標3：ICM 拡大							所見
行動	進捗指標	2012	2013	2014	2015	2016	
		3.4.9 水の利用、保全、汚染軽減/廃棄物処理に関する投資戦略計画を行い、少なくとも2ヶ所の優先的な沿岸域/河川流域において革新的な政策、技術及び実践活動の推進					
	3.4.10 少なくとも2ヶ所の沿岸域/河川流域において、包括的な品質監視と報告システムの作成と着手						分水流域と沿岸域を連結する包括的な品質監視計画の策定と実施 中国 ： Blue Bohai Sea Action Plan (Daling River; Xiaoaqinghe River, Luanhe River; Haihe River; Guanglihe River); 廈門 (Jiulong River) インドネシア ： Ciliwung River; Citarum River ラオス ： フィリピン ： GEF/世界銀行計画枠組 (マニラ湾の統合的水質管理事業の一部としてマニラ湾 (Laguna Lake-Pasig River; Pampanga River))

目標4：監視、評価及び報告		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
4.1 生態系とその「海領からサンゴ礁」までの管理に関する知識と理解を深めるための総合的な環境監視の実施	4.1.1 少なくとも2ヶ所の優先的な河川流域と沿岸域において、統合された環境監視計画の確立と運営						汚染の抑制と管理に対応するために優先的な河川流域における監視計画の確立強化 中国：Blue Bohai Sea Action Plan; 厦門 (Jiulong River Management Strategy and Plan) ラオス： フィリピン：マニラ湾の統合的水質管理事業(GEF/世界銀行)
4.2 沿岸状況報告制度の活用	4.2.1 PEMSEA のSOC 報告システムと IIMS を採択し、国家レベルの ICM 拡大計画に組み込む 4.2.2 SOC と IIM の開発及び利用に関する訓練教材及び、ソフトウェアとハードウェア、できれば、他の情報出版物を用意し、ICM 計画を実施している地方政府に普及 4.2.3 SOC と IIM の訓練ワークショップと技術的支援の企画と実行 4.2.4 SOC 報告を含む、ICM 計画を実施する地方政府の為に定期的な ICM フォーラムや同様のイベントの企画と実行 4.2.5 地方の SOC レポート、二国間及び多国間事業からの適切な情報を使って国家レベルの最初の SOC レポートの発行 4.2.6 管理の介入の有効性と影響、パートナー国及び地方政府の制約に関して、海洋と沿岸域管理(SOC)に公表される科学的なデータと情報を提供する、ICM サイト、沿岸域大規模海洋生態系 (LME) と優先的な分水流域をカバーする、国家及び準国家レベルの環境監視計画の作成						国家レベルの ICM の一部として、SOC 報告システムの採択と実施を行うこと。地方政府が最初の SOC レポートと訓練とワークショップ指針、及び技術的援助等の準備を行う時には、技術的支援と援助を提供 PRF、パートナー国家、PNLG メンバー、ICM を実施する地方政府

目標5：能力開発/知識管理		2012	2013	2014	2015	2016	所見
進捗指標							
行動							
5.1 認定を受けた ICM と特殊技能の訓練コース・課程の確立	5.1.1 SDS-SEA/ICM の実施計画、大規模海洋生態系 (LME) SAPs 及び他の関連する活動計画の執行の時の調整の活動として、ICM と特別なスキルの訓練と能力強化計画の策定と着手						国家レベルの ICM 訓練計画と特別なスキルの訓練コースを確立。沿岸域及び海洋で行われる計画と事業の間の能力強化に関する調整。地域と大規模海洋生態系 (LME) 計画と事業における、能力強化スキル、訓練教材と計画の交換の為に運営の機構の確立。ICM、EAFM、MSP、海洋保護区及び特別なスキルの訓練 (例えば、生態系のサービスの計測、汚染物質の総量、脆弱性/リスク評価) におけるモデルとなる訓練コースを策定し、採択することとその普及/適用 PRF、国家パートナー、協力組織
	5.1.2 地域と準地域的な大規模海洋生態系 (LME) 及び国家レベルの訓練と能力強化計画に使用される、PEMSEA が認定する ICM と特別なスキル訓練コースの策定と普及						国家及び地域大規模海洋生態系 (LME) レベルにおけるニーズのレビューと評価を継続的に行うこと。新しく、更新された訓練及び教育コースの策定を実施。訓練と教育計画で使用される PEMSEA の認定する、教材の承認と採択 PRF、国家パートナー、協力組織、ICM 学習センター、地域の拠点分野
	5.1.3 大学との協力による、沿岸域管理における人的能力強化のための東アジア海域 ICM 研究員学位計画						地域の大学と協力して ICM の研究員学位計画の策定、実験及び測定を行う教育者の専門家グループと ICM 専門家の組織を確立 PRF、ICM 学習センター、地域の拠点センター、大学/短大及び協力組織

目標5：能力開発/知識管理		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
	5.1.4 ICM プロフェッショナルの認定と証明システムの確立						地域における国家の証明機関との協力による、ICM プロフェッショナルの認可と証明システムを企画し、策定し、実験を行うこと。統合された沿岸域及び海洋開発とブルーエコノミーに向けての活動の能力を高めるために、大学、短大、国家と地方政府及びビジネス分野と協力して、教育の資格制度と実施訓練の確立 PRF、国家パートナー、大学/短大、協力組織
5.2 ICM 学習センター、国家及び地域の拠点センター及び教育機関が沿岸域及び海洋の管理に関する訓練と教育を行い、認知度を高め、いく体制づくり	5.2.1 地域の中で少なくとも15の大学においてICM 学習センターの設立						国家政府と協力して、ICM 学習センターと認定しているために、地域の中の優先的な地点における、大学、短大、科学協会の特定と選定を行うこと。認定を受けたICM トレーナー及び教師と、ICM 学習センターとICM サイトの中核チームを訓練し認定 PRF、国家パートナー、大学/短大、科学教育組織
	5.2.2. ICM 実施における情報と知識のやり取り、下記の活動による、沿岸域管理における情報と知識の交換を促進するため、地域の中のICM 学習センターと大学の間機能的なICM 学習ネットワークの設置						
	○定期的な国際的、地域及び国レベルのフォーラム						
	○スタッフ交換計画						
	○研修旅行/現場訪問						
	○トレーナーに対する訓練計画						
○トレーナー/訓練期間の認定							

目標5：能力開発/知識管理		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
	5.2.3 脆弱性の評価と気候変動対策、災害リスク管理、沿岸域及び海洋の生態系サービスの測定、エコビジネス開発などの特定の問題点において優れた成果を見せる RCoEs は PEMSEA による認定され、SDS-SEA 実施に寄与している						RCoEs の特定と認定。事業提案作業計画とスケジュールの策定 PRF、EAS パートナートシップ会議、RCoEs
5.3 生態系サービスの維持に関する科学的に見て健全な決定と投資を促進するための知識基盤と支援のネットワークの構築	5.3.1 地域の ICM e-ライブラリーと知識共有ポータル。海洋と沿岸域の生態系のサービスと、地域と世界で現存している或いは新しいネットワークと自主活動の保全を行う ICM と投資に関する、各国間で行われる対話を促進し、知識、情報及び方法の交換を向上する、地域及び国家の所有する知識の基盤とポータル						GEF/世界銀行及び GEF/UNDP 計画枠組の知識管理事業の策定と承認。海洋と沿岸域の生態系サービスの保全と、地域と世界の中の現存し、或いは新しく生まれる知識ネットワークと自主活動に連結した ICM と投資に関する、各国間の対話を促進し、知識、情報及び方法を改善する、地域と各国が所有する知識基盤とポータルを構築と実施 PRF、PEMSEA、パートナー及び協力組織、GEF、世界銀行、UNDP、GEF IW Learn 及び地域の中の他の現存し、或いは新しく生まれる知識管理機構
	5.3.2 革新的なツールと成功例。ブラウン(陸地)とブルー(海洋)のアジェンダの中の時間の制限のある優先事項と事業を国家及び地方政府の中期の開発計画と投資計画に組み込むことを促進する新しい革新的な手法と成功例を特定し、集約し政策立案者と専門家に移行を行うシステム						革新的なツールと成功例の策定。 新しい革新的な手法と成功例を検出し、集約し、政策立案者と専門家に移行し、ブラウンとブルーのアジェンダの中の、時間の制限のある優先目標と事業を国家と地方の中期の開発計画と投資計画に組み込むことを促進するための系統的なプロセスの実施 PRF、PEMSEA、パートナー及び協力組織、GEF、世界銀行、UNDP、GEF IW Learn 及び地域の中の他の現存し、或いは新しく生まれる知識管理機構

目標5：能力開発／知識管理		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
	5.3.3 共同体のプラクティスと支援サービス。地域と世界の中のスキルと経験、開発投資事業に使われる、新しい革新的なツールとプラクティスを提供し、使用するための、国家と地方政府の支援の機構の確立						<p>国家政府と地方政府レベルを支援する、共同体のプラクティスと ICM 及び他の管理機構の支援サービスを確立し、地域と世界の中のスキルと経験、更には開発投資事業に使う、新しい革新的なツールとプラクティスの提供と使用。</p> <p>PRF、PEMSEA、パートナー及び協力組織、GEF、世界銀行、UNDP、GEF IW Learn 及び地域の中のもの現存し、或いは新しく生まれる知識管理機構</p>
	5.3.4 SDS-SEA の目的と目標に関する新しいトレンドと問題点に関して EAS パートナーシップ会議、執行委員会及び PRF に助言を行い、PEMSEA の技術的成果の独立した評価を引き受け、PEMSEA の認定を求めて、執行委員会と EAS パートナーシップ会議に提出されたコード、ガイド、技術基準、奨励事例等の情報文書のレビューを行う、PEMSEA 専門家のアドバイザリグループの確立						<p>パートナー国と EAS パートナーシップ会議と協力して PEMSEA アドバイザリグループの特定と選定。アドバイザリグループの最初の会議と作業計画の承認と作業計画の着手</p> <p>PRF、EAS パートナーシップ会議</p>
	5.3.4 PEMSEA の地域的なタスクフォース (RTF) と国家のタスクフォース (NTF) を、大学、科学及び技術機関、企業分野、ICM 及び IRBCAM サイトなどを通じて、地域、国家及び地方レベルの ICM 拡大計画の技術支援ネットワークとして強化						<p>国別パートナーと協力して RTF と NTF のメンバーを特定し、訓練を行う。プロフェッショナルの養成と支援の機構の強化を行うための奨励策として、タスクフォースメンバーの認定証明システムの確立。タスクフォースと国家及び準地域的大規模海洋生態系 (LME) 計画の間の連携を支援機構として確立</p> <p>PRF、国家パートナー</p>

行動	目標5：能力開発/知識管理		2012	2013	2014	2015	2016	所見
	進捗指標							
	5.3.6 沿岸域と海洋の統合管理を支援する地域のe-ネットワークと提唱による、国家の政策立案者と地方の最高責任者の間の相互協力を高めることにより、2016年までに持続可能な開発の為の地方政府のPEMSEAネットワークのメンバーシップを100%増加させる							PNLGメンバーシップとの協力により、Dongying 宣言の実施を行うこと。持続可能な開発とブルーエコノミーを支援するICMの推進とその有益性に関する、地方の最高責任者と政策立案者向けに毎年フォーラムの開催 PRF、PNLG事務局、PNLGメンバー、国家パートナー
	5.3.7 少なくとも参加国の70%と10の地方政府において、国家及び地方レベルの政策決定者が、ICM、CCA/DRR及びSAPs/NAPsの目標を中期的な投資計画に組み入れる							沿岸域及び海洋の管理に関する、主要な機関と地方政府の協力的な計画の策定と実行。目的、目標と時間枠の特定。国家と地方レベルでの中期計画策定プロセスへの組み込み。ICM実施の新1年と成果をレビューし、国家政府と地方政府のレベルの管理における中期的な開発計画と投資計画への組み込みに関する問題とギャップを検出する。国家のICMフォーラムの企画と実行 国家パートナー、ICMを実施する地方政府、NTR/RTF 持続可能な資金調達要素を参照
	5.3.8 少なくとも5つのICM計画実施国による、沿岸域及び海洋の生態系のサービスを保護し、保全を行う為の、公的及び民間の分野による投資の増加の促進							
	5.3.9 優先的な分水流域、沿岸域及び海域における、低酸素、気候変動への脆弱性、生態系の健康と効率性などの新しい問題に対する的を絞った調査による健全な政策と管理の決定事項による支援							以下についての絞った調査の事業の策定と実施。ブルーエコノミー構築に対するICMの貢献、海洋保護区及び海洋保護区ネットワークの効果的管理、IRBCAMに関する上流下流でのアライアンス、気候変動の影響を軽減する革新的な対応策、沿岸域及び海洋の生態系サービスの計算、エコビジネス機会の検出と推進 PRF、PEMSEAパートナー、GEF/UNEPの栄養物管理事業、東アジアにおけるサンゴ礁の生態系サービスに関するGEF/世界銀行事業、他の協力的な事業と計画

目標 6：持続可能な資金調達		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
6.1 持続可能な海洋に基盤を置くブルーエコノミーに寄与する事業、科学技術、実践活動及びサービスへの公的及び民間分野の投資の増加	<p>6.1.1 持続可能な生態系サービス/ブルー・エントアプライズにおける革新的政策、手法及び投資に取組み、かつ、経済的に脆弱な部門と共同体の気候変動への強靭さを構築する、ICM サイト及び沿岸地域/大規模海洋生態系 (LME) における 5 以上の公開実験事業の運営</p> <p>6.1.2 地域的知識管理基盤を通じた、経験、革新的政策及び成功例の集約及び普及</p> <p>6.1.3 東アジア地域の 2 ヶ国以上で成功例の反復及び拡大</p> <p>6.1.4 投資の反復拡大を推進する国家政府及び地方政府並びに法人/産業界間の官民パートナーシップ協定締結</p>						<p>東アジア及び東アジア沿岸域の持続可能な大規模海洋生態系 (LME) に関する拡大パートナーシップ協定に関する GEF/世界銀行事業における ICM の取込/適用</p> <p>中国；インドネシア；フィリピン；ベトナム</p>
							<p>GEF/世界銀行基盤計画の下での中規模事業の展開及び実施</p> <p>国家パートナー及び事業と PRF の提携</p>
							<p>沿岸域及び海洋管理/ICM 計画の展開及び実施に重点を置いた企業の社会的責任 (CSR) 計画の展開及び実施</p> <p>インドネシア、フィリピン、タイ</p>

目標6：持続可能な資金調達		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
6.2 計画の達成に必要な資金と能力の欠如に対処する為の寄贈者、国内及び外国の投資家やその他の資金源の活用	<p>6.2.1 SDS-SEA、大規模海洋生態系 (LME) SAPs 及び他の関連の活動計画を推進する国々について、融資の見込みがないか資金が不足している、優先的な事業、能力、開発の要求事項及び知識管理の自主活動ポートフォリオの作成と定期的な更新</p> <p>6.2.2 国家政府と地方政府及び他の利害関係者との協力により、資金提供者と投資家の要望に応える事業提案の策定と推進</p> <p>6.2.3 事業の実施に対する資金提供者の関心を高め、促進するための資金提供者と投資家向けの円卓会議の企画と実行</p> <p>6.2.4 SDS-SEA のポートフォリオの中の融資の見込みがないか、資金が不足している事業に対する協力の機会を供与し、参加させるための e-ベースのパートナーシップネットワークの確立</p> <p>6.2.5 持続可能な開発事業と計画及び海洋のブルーエコノミーの構築において、地方政府と沿岸域共同体のパートナーとして、出来れば、法人分野、ビジネス分野の関与を依頼する為には国家として/又は地域レベルの CSR ネットワークの始動</p>						<p>以下を考慮して、国家及び非政府系パートナー、地方政府資金提供者、金融機関及びビジネス分野との共同で協力的な事業の策定と推進による、PRF による SDS-SEA 実施に対する投資の増加を促進</p> <p>政府と国家及び地方レベルとの協力による準備され、国内外の官民分野の間での支援を受けて、生息環境と資源の保全と資金対策に対する、知識共有と情報の普及、訓練と教育及び投資を提供する ICM の拡大計画を推進する優先的事業のポートフォリオの作成</p> <p>主な優先事項は気候変動対策、漁業、生息環境と資源保存と管理及び陸地からの影響で起こる海洋の汚染国内外の官民分野との連携を通じて、沿岸域における ICM 拡大計画の支援を行う資金対策の特定と策定</p> <p>現場の要望に応え、合意された計画を実施する事業に重点を置いた事業からの変更</p> <p>PRF、国家パートナー、GEF、世界銀行、UNDP、産業界/法人、共同体グループ</p> <p>地域の CSR ワークショップの企画と実行。ICM 策定と実施に重点を置いた国家として/又は地域の CSR ネットワークの構築ネットワークの始動。ICM と海洋と沿岸域の持続可能な開発を支援する責任を与えられた実践活動の認定システムの策定と実施</p> <p>PRF、国家パートナー、PNIG、産業界/法人、協力組織</p>

目標 6：持続可能な資金調達		2012	2013	2014	2015	2016	所見
行動	進捗指標						
	6.2.6 10ヶ所以上の ICM サイト及び1ヶ所以上の大規模海洋生態系 (LME) における地方政府のパートナーとして携わる法人及び産業界						地方政府及び法人間で締結するパートナーシップ協定 PRF、PNLG、ICM 実施地方政府、産業界／法人
	6.2.7 能力開発及び知識管理ネットワークを通じた普及のための、成功した事業、成功例及び機会の拡大・反復に関する事例研究の集約						経験に基づく事例研究、成功例、情報文書の準備。ICM 学習施設及び地域作業部会 (RTF) / 国別作業部会 (NTF) ネットワークや地域的知識基盤による、国家・地域レベルの能力開発計画資料の普及及び活用。 PRF、国家パートナー、PNLG、ICM 学習施設、ICM 実施地方政府、協力組織
6.3 積極的な行動への転換を推進する革新的な財務・経済的手法及び他の促進策の利用の実証と反復	6.3.1 ICM 計画実施の維持する国家政府及び地方政府に役立つ4以上のパートナー—国家での革新的経済投資機構 (例：回転資金、補償基金、汚染者負担の原則 (PPP)、生態系サービスへの支払い (PES)、排出枠) の実験及び適用						持続可能な資金調達のための革新的な経済手段及び仕組に関する事例研究と成功例の準備。革新的制度を実験し実証するための他の地域的・准地域的な事業及び計画との連携による公開事業の組織化。反復及び拡大のための成功例と教訓の集約及び普及。 PRF 中国：廈門及び渤海 インドネシア ラオス フィリピン：マニラ湾における栄養管理に関する GEF / UNEP 事業 東アイモール GEF / 世界銀行：東アジアにおけるサンゴ礁生態系サービスの記録

資料編

PEMSEAの概要

PEMSEA (Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia (東アジア海域環境管理パートナーシップ)) は、東アジア・東南アジア海域における環境保全と調和した「持続可能な開発」を推進するため、政府、地方政府、NGO、研究機関等の連携強化を図る地域協力機関である。

PEMSEA は条約等に基づく法的拘束力を伴う活動ではなく、目標、戦略等を共有し、各主体が可能なことを着実に実行していく「パートナーシップ」を基本理念として活動を実施している。

○参加国等：

【政府パートナー】 カンボジア、中国、インドネシア、日本、ラオス、北朝鮮、フィリピン、韓国、シンガポール、東ティモール、ベトナム

【オブザーバー】 タイ

【非政府パートナー (主なもの)】

海洋政策研究財団 (OPRF)、
PNLG (PEMSEA 地方政府ネットワーク)、
国際EMECSセンター、NOWPAP (北西太平洋行動計画)、
韓国海洋水産開発院 (KMI) 等

○主な活動：

- ・「持続可能な開発」のための沿岸域総合管理 (Integrated Coastal Management : ICM) のサイトの構築等による ICM の促進。
- ・東アジア海域の持続可能な開発を達成するための共通ビジョン、戦略等の基本的な事項をとりまとめた「東アジア海域の持続可能な開発戦略 (SDS-SEA)」の策定・実施。
- ・沿岸・海洋管理に関する知識の共有、パートナーシップの構築、計画的な協力の実施を推進することを目的とする「東アジア海洋会議」を3年毎に開催 (直近では2012年に韓国・チャンウォン市において開催)。

○事務局：PEMSEA リソース・ファシリティ (PRF)

【所在地】 フィリピン・マニラ市

【職員数】 約40人

○これまでの経緯

- 1993年 PEMSEA 設立
当初は、国連地球環境ファシリティ（GEF）の地域プログラム「東アジア海域における海洋汚染防止および管理」として立ち上げられ、国連開発会議（UNDP）により実施、国際海事機関（IMO）により執行された。
- 1994年～ 第1期プロジェクト（～1999年）
アモイ（中国）とバタンガス（フィリピン）における ICM デモンストレーションサイト設置
- 1999年～ 第2期プロジェクト（～2007年）
5カ所の ICM デモンストレーションサイトと、2カ所のパラレルサイト（財政的支援を受けずにデモンストレーションサイトと同様の枠組みで ICM を行うサイト。）を新たに設置（これらを含め、その後デモンストレーションサイトは9ヶ所、パラレルサイトは21ヶ所に増加した(2013年2月現在)）。
- 2002年 日本が参加
- 2003年 東アジア海洋会議（プトラジャヤ（マレーシア））
「東アジア海域の持続可能な開発のための地域協力に関するプトラジャヤ宣言」及び SDS-SEA を採択
- 2006年 東アジア海洋会議 2006（ハイコウ（中国））
「東アジア海域の持続可能な開発に関するハイコウパートナーシップ合意（ハイコウ合意）」及び新たな運営協定を採択。ハイコウ合意により PEMSEA は、GEF の地域プログラムから、SDS-SEA 実施のための自立的な地域協力機関へ移行することとされた。
- 2007年～ 地域協力機関への移行（移行期間として、GEF から資金援助を受けている。）
- 2009年 東アジア海洋会議 2009（マニラ（フィリピン））
「東アジア海域における持続可能な開発と気候変動への適応のための沿岸域統合管理の実施の強化に関するマニラ宣言」を採択。各国により PEMSEA の国際法人格が承認された。
- 2012年 東アジア海洋会議 2012（チャンウォン（韓国））
「海洋に基盤を置くブルー・エコノミーに向けてのチャンウォン宣言」及び地域 SDS-SEA 実施計画（2012～16）を採択

STATEMENT OF JAPAN
The ICM Experience in Japan

At the Fourth Ministerial Forum, the East Asian Seas Congress 2012

On 12 July 2012

By Hiroshi HAYASHIDA

Deputy Minister for Technical Affairs,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Mr. President,
Your Excellencies,
Distinguished Delegates,
Ladies and Gentlemen,

Introduction

At the outset, it is a great honour for me to be given this opportunity to make statement on behalf of the Government of Japan. I would like to express my sincere thanks to Minister H.E. Mr. Kwon Do-Youp and the people of the Republic of Korea for their warm hospitality. I have been enjoying my comfortable stay in Changwon.

General Remarks

Looking back into history, PEMSEA member States must have been enjoying tremendous benefits brought by the sea. And, they must have been making various efforts to utilise and preserve the environment of the coast and water. Of course, Japan is no exception.

PEMSEA is making a great contribution to these efforts: it gives a structure to them; it makes them visible; and it makes it possible for member States to exchange their experiences. Japan wishes to learn from other members' experiences. And, we would be happy if we could offer any of our experience useful to other members.

日本国 ステートメント

日本における沿岸域総合管理の取組

東アジア海洋会議 2012 第4回閣僚級会合に際して
2012年7月12日

国土交通省技術総括審議官 林田 博

【海洋政策研究財団仮訳】

権度燁閣僚級会合議長、
閣僚閣下、
ご列席の皆様、

はじめに

日本政府を代表して皆様にお話しする機会を得たことを大変光栄に存じます。また、ホストを勤められた権度燁国土海洋部長官及び韓国国民の皆さんの暖かい歓迎に対し、心から感謝を申し上げます。お陰さまでこの美しい昌原に到着して以来大変心楽しく過ごしております。

総論

本日ご参加の PEMSEA 加盟国はいずれも、古くから海洋の豊かな恵みを受けてきました。そして、何らかの形で沿岸域の活用と保全の努力を続けて来られたはずであります。もちろん日本も例外ではありません。

PEMSEA の活動は、これらの努力の体系化、可視化及び情報交換を可能にしました。PEMSEA は、そうすることによって沿岸域の活用と保全に多大な貢献をしています。日本は PEMSEA を通じて各国の経験から大いに学びたいと考えております。また我が国の経験がお役に立つことがあれば大変幸いです。

Thinking of this meaning of PEMSEA, today, I would like to present our ICM experiences. In particular, our efforts for water quality improvement and coast preservation.

Water Quality Improvement

Let me start with water quality improvement.

Industrialization is sometimes accompanied by pollution. In the 1960's, Japan was faced with a serious water pollution problem. We were determined to solve this problem. In 1970, we enacted the Water Pollution Control Law. This law strictly prohibits illegal discharge of pollutants into the water with criminal penalty.

This graph shows the drastic decrease of "red tides" after 1970. A red tide is an event of algal bloom caused by excess nutrients. It often damages the fisheries.

In parallel with the regulation, we constructed sewage systems. That was also effective in maintaining water quality. As this graph shows, the more sewage systems we built, the more the water quality of a river in Tokyo improved.

Today, we are also concerned about debris floating on the sea. In major bays, we locate debris by radar information and dispatch a ship to that area and collect them. The ship is built exclusively for that purpose.

Coast Preservation

Now, let me talk about the preservation of coasts.

As you know, Japan had a great earthquake and tsunami in March last year. We are very grateful for your kind support and the condolences you kindly gave us after the disaster.

The disaster seriously damaged our coastal areas. This picture is a breakwater destroyed by the earthquake and tsunami.

We were shocked to have found it completely destroyed. That has forced us to change our policy. It may not be realistic anymore to try to protect the people with only breakwaters. Our new policy is like this: We will build infrastructure to reduce the force of a tsunami; at the same time, we will

このような PEMSEA の意義に鑑みて、本日は、沿岸域総合管理に関する我が国の経験—
—とりわけ水質保全の努力及び沿岸域保全の努力を中心にご紹介したいと思います。

我が国の取組①——海洋水質改善——

一つ目は、海洋の水質保全の取組についてです。

工業化が進むと海洋への汚染物質の排出が増加します。1960年代の我が国も、深刻な水質汚染を経験しました。このため、1970年に水質汚濁防止法を制定し、罰則をもって汚染物質の排出を規制しました。

ご覧のグラフは、1970年以降、閉鎖性海域における赤潮発生回数が、年とともに大幅に減少したことを示しています。赤潮は、富栄養化が原因で植物プランクトンが異常増殖する現象で、しばしば大きな漁業被害を引き起こします。

規制とともに下水道を整備し、これも水質改善に大きな効果がありました。図は、下水道の整備が進むにつれて河川の水質が著しく改善した事実を示しています。

今日では、海洋を漂流するゴミの処理も課題です。主要な湾においては、レーダーによって海洋漂流ゴミを探知して、専用船舶で回収する作業を続けております。

我が国の取組②——沿岸域の保全——

二つ目は、沿岸域の保全についてです。

ご存知の通り、2011年3月に大規模な地震と津波がありました。この災害に際して皆様から頂いた暖かいご支援に、日本は心から感謝しております。

この災害は沿岸域を大きく破壊しました。ご覧の写真は、破壊された堤防です。

沿岸と人を守るはずの堤防がこのように破壊された姿を見て、我々は大きなショックを受けました。堤防で被害を完全に防ごうという思想は現実的ではないと、考え方を考えるに至りました。われわれの新しい考え方は次の通りです。一方で災害の威力を減殺する堤

establish an early warning system and efficient evacuation systems. In other words, we are going to protect the people by combining soft systems with hard infrastructures.

In the works to preserve coasts, we are making efforts to make them friendly to nature and accessible to the people.

Let me show you some examples. The pictures on the left are restored beach. By building off-shore breakwaters, a new sand beach was created. The picture in the middle shows a shoal. The shoal was created by covering dirty soil on the seabed with new clean sands. The picture on the right explains a nature friendly revetment. Because of its structure, marine plants and animals can thrive there.

Human Activities

Improved water quality and preserved coastlines are necessary for coastal management. But they don't complete the story. We would like to have human activities developed in the coastal sea areas.

The last slide shows an example of such efforts.

Shima-city, located on the Pacific Coast, has a beautiful and well-preserved bay. They are trying to promote sustainable human activities in this bay. First, traditional fishing, tourism and other economic activities. Second, marine outdoor activities. Finally, education. Pupils and students are learning about the benefits brought by the sea and ways to live with the sea and the nature.

Conclusion

As I said earlier, we wish to learn from other members' experiences. Through the exchange of good examples, I believe, we can advance the ICM in East Asia.

Thank you, Mr. President.

防等は整備する、他方で被害発生時に早期警報システムと住民が迅速に避難できる体制を整える——このようなハードとソフトの組み合わせによって人命を救おうと考えています。

沿岸域はただ保全するのではなく、自然に優しく人々が利用しやすい沿岸域を形成するように努めています。

いくつかの具体的な取組みを紹介しましょう。左の写真は、防波堤を整備することによって砂浜を再生した例です。真ん中は、海底に汚染した土壌が堆積した場合、それをきれいな土砂で覆って浅瀬を形成した例です。右側の例では、海岸を整備する時に、海洋生物が育ちやすい階段状の構造を作っています。

我が国の取組③——人の活動の舞台へ——

水質の改善や海岸の保全は、沿岸域管理に必要ですが、それだけでは完結しません。願わくは、この沿岸域を人が活動する舞台としたいものです。最後に示すスライドは、そのような総合的な沿岸域管理の事例です。

日本の太平洋側に位置する志摩市には、美しくよく保全された海があります。志摩市はこの海を人々の持続可能な活動のステージにしようとしています。志摩市の海は、第一に、伝統的な地場漁業や観光など市民の経済活動の場です。第二に、マリンスポーツの舞台でもあります。また、子供たちに海野恵や自然や海との共生を教える教育の場としても活用されています。

おわりに

先にも申し上げましたが、我が国は、諸国の経験から学びたいと思っています。お互いの経験を交換することによって、東アジア全体で沿岸域の総合的管理を進めることができると確信しております。

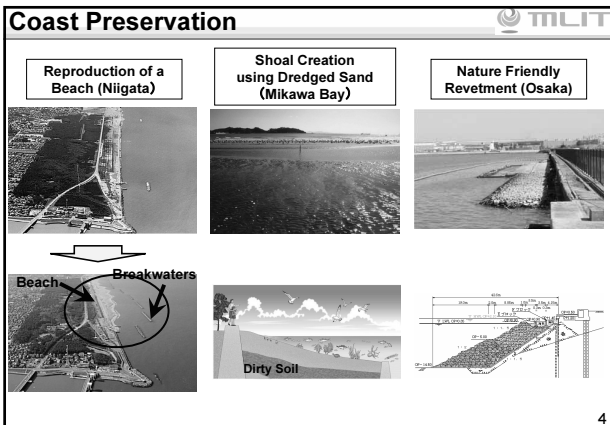
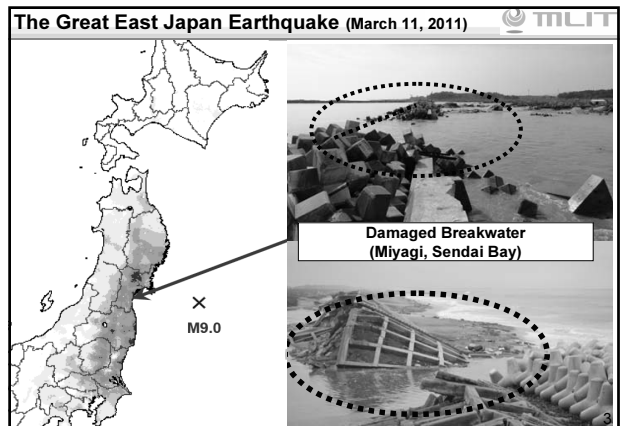
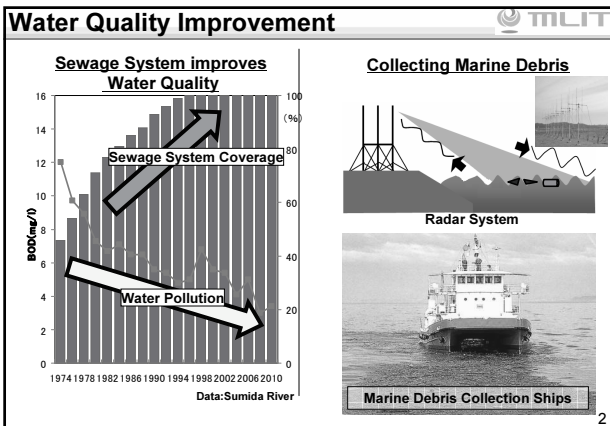
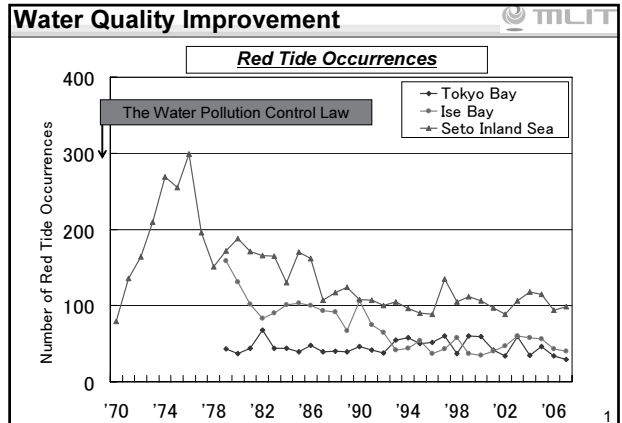
ご静聴ありがとうございました。

The ICM Experience in Japan

Hiroshi HAYASHIDA
Deputy Minister for Technical Affairs,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT)
12 July 2012



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

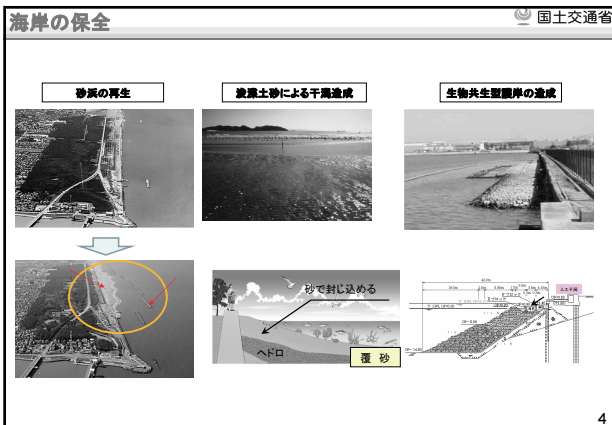
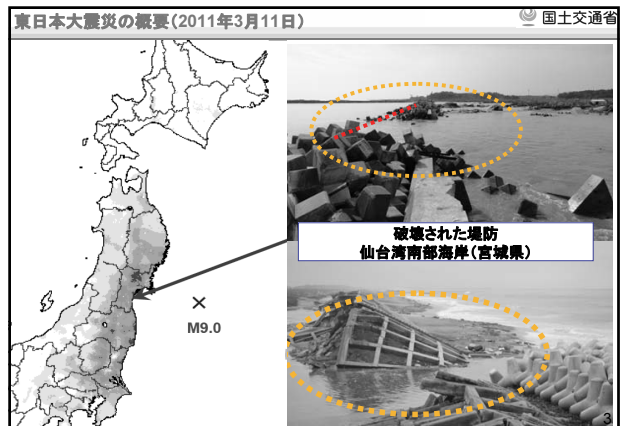
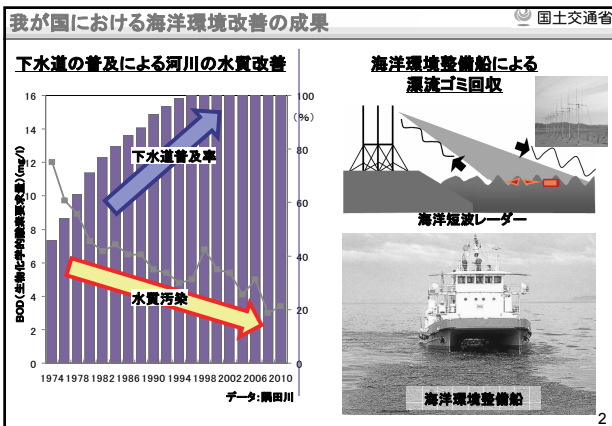
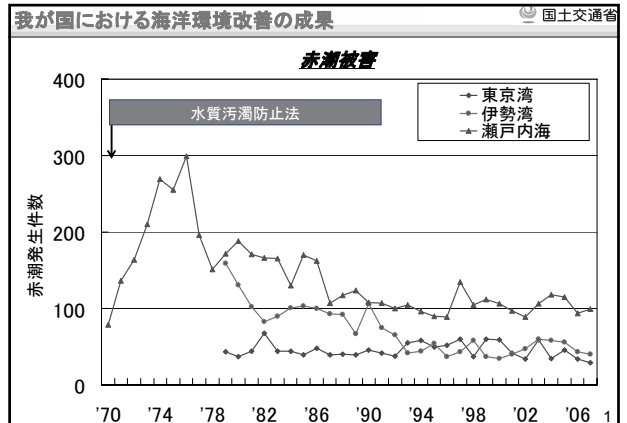


国土交通省

日本における沿岸域総合管理の取組

国土交通省技術総括審議官
林田 博

2012年7月12日



この報告書は、ポートルースの交付金による日本財団の助成金を受けて作成しました。

東アジア海域の持続可能な発展に向けて
— P E M S E A 東アジア海洋会議 2 0 1 2 の成果 —
(総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究)

平成25年3月発行

発行 海洋政策研究財団 (財団法人シップ・アント・オーシャン財団)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-4-10 虎ノ門35森ビル
TEL 03-5404-6828 FAX 03-5404-6800
<http://www.sof.or.jp> E-mail : info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。 ISBN978-4-88404-293-6